

山北町
第7期高齢者福祉計画
介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月
山北町

はじめに

平成30年度から3年間の計画期間とした第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。本計画における基本理念を「安心のライフスタイル ―地域で暮らし続けたい―」と定め、地域の現状を踏まえた4つの基本目標で構成しています。介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置づけ、いわゆる団塊世代の方が介護認定のリスクの高まる75歳に到達する2025年（平成37年）問題に向け、「地域包括ケアシステム」を構築していくこととしています。

介護保険制度は、「介護問題を社会全体で支えるしくみ」として平成12年度にスタートし既に18年が経過しようとしています。制度がスタートした平成12年度の山北町の高齢化率は21.5%でしたが、平成29年12月1日現在では37.5%に達し、平成37年には43.9%に到達すると見込まれています。

このように高齢化率が進展していく現状において、基本理念を堅持し、「地域包括ケアシステム」をより「深化」させていく必要があります。さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、地域の現状に合わせた地域包括ケアシステムをより深化・推進していくことが求められます。そのためには、介護保険制度を含めた福祉制度の充実を図っていくと同時に、地域の中で町民の皆さまひとりひとりが「地域包括ケア」を支える主役となる必要がありますので本計画の推進にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本計画を策定するにあたり議論を重ねていただいた策定委員会委員の皆さまや神奈川県等関係機関のご協力に対し、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

山北町長 湯 川 裕 司

目次

総 論

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
5. 介護保険事業計画のポイント	4
6. 日常生活圏域の現状	6
第2章 高齢者の現状	7
1. 高齢者人口の推移	7
2. 高齢者人口の見込み	8
3. 高齢者世帯数の状況	9
4. 要支援・要介護認定者の状況	10
5. 第6期計画の施策評価	12
6. アンケート調査結果概要	14
7. 課題の整理	22
第3章 計画の基本的な考え方	23
1. 基本理念	23
2. 基本目標	23
3. 施策の体系	24

各 論

第1章 介護保険サービスの充実	27
1. 居宅介護サービス	27
2. 介護予防サービス	29
3. 施設介護サービス	31
4. 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	33

第2章 新しい総合事業による介護予防の推進.....	36
1. 介護予防・生活支援サービス事業.....	36
2. 一般介護予防事業.....	41
第3章 健康で生きがいのある生活の支援	43
1. 生涯学習.....	43
2. 地域とのつながり.....	45
3. 健康づくり.....	47
4. 就労場所の確保.....	47
第4章 包括的支援体制づくりの推進	48
1. 地域包括支援センターの機能強化.....	48
2. 住みやすいまちづくり	51
第5章 計画の推進のために.....	63
1. 計画の推進体制.....	63
2. 計画の進行管理と点検	63
3. 事業の評価.....	63
第6章 介護保険事業費	64
1. 介護給付費.....	64
2. 介護予防給付費.....	65
3. 標準給付費.....	66
4. 地域支援事業費.....	66
5. 第1号被保険者数.....	67
6. 第1号被保険者の保険料	69
7. 所得段階別第1号被保険者の第7期介護保険料.....	70
資料編	71
1. 山北町介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	71
2. 山北町介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	73
3. 山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の経過	74

総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

総務省統計局の発表によると、我が国の65歳以上高齢者は、平成29年3月1日時点で3,484万人、高齢化率は過去最高の27.5%に達しており、世界でも類をみない「超高齢化社会」となっています。

一方、山北町の平成29年9月末時点の総人口は、10,649人（住民基本台帳）でそのうち65歳以上の高齢者は3,979人を占め、高齢化率は37.4%と町民の3人に1人は高齢者となっています。神奈川県や全国平均を大幅に上回るペースで高齢化が進んでおり、平成32年には40%を超え、町民の4割以上が高齢者になると見込まれています。

今後は少子化との並行による高齢者割合の上昇や、高齢者のみで構成された世帯数の増加など、高齢化の問題はますます深刻になっていくことが予想されます。

特に、現時点においては、2025年を境として団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加といった介護保険費用の負担増、高齢者のみの世帯の増加による老老介護や孤独死の増加などが予想される「2025年問題」が懸念されており、今後ますます増加する介護ニーズへの対応が、高齢者福祉の喫緊の課題となっています。

このような社会情勢を背景に、国は医療と介護の連携による在宅医療のさらなる推進、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」に関わるサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化、地域共生社会の実現に向けた共生サービスの実施、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実による住民主体の介護予防の促進等に取り組んでいく必要があるとしています。また、「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みの一環として、「介護離職ゼロ」に取り組んでいます。

本計画は、このような流れを受けて、山北町の介護保険事業に係る基本的事項を定め、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供するとともに、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送ることができるよう、「山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

市町村には、老人福祉法第20条の8に基づく老人（高齢者）福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして、3年を1期として策定することが義務づけられています。

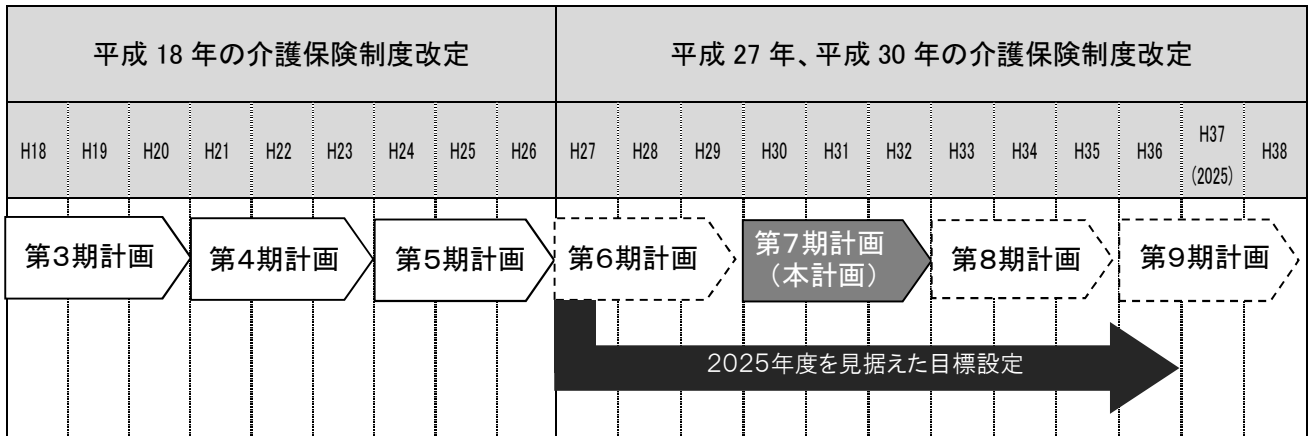
平成29年度をもって「山北町第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間が終了となるため、新たに平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする、「山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定することとなります。

第7期（平成30～32年度）事業計画については、この計画の上位計画である「山北町第5次総合計画」及び「山北町地域福祉計画」等との整合や関連性を図り、かつ、国が示す第7期計画における基本方針を踏まえつつ、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目標とした地域包括ケア計画としての位置づけで策定しました。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から32年度までの3年間で。

第7期計画の策定にあたっては、第5期計画からの地域包括ケア計画としての位置づけを継承し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、第8期、第9期を見据えた段階的な取り組みを踏まえて計画を策定することとなります。



4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

①調査目的

「山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定するにあたり、高齢者の意向や生活の実態などを把握し、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を見直す基礎資料とするとともに、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な運営に役立てることを目的として、アンケート調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

②調査概要

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成29年2月1日～平成29年2月17日

調査対象と回収状況：

調査対象	配布数	回収数	回収率
山北町に在住の65歳以上のすべての町民の方 (要介護1～5の認定者を除く)	3,420	2,786	81.5%

(2) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、町民の幅広い意見を集約できるよう、町民や被保険者の代表、ボランティアや介護施設の代表、保健・医療関係者などで構成する「山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定の方針や計画内容について協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く町民より意見を募り計画への反映に努めるため、平成29年12月を目途に町民に計画素案を公表し、広く町民の意見を聴取しました。

パブリックコメントの実施期間：平成29年12月25日～平成30年1月15日

5. 介護保険事業計画のポイント

～地域共生社会を目指した地域包括ケアシステムの深化～

平成37年度（2025年度）には団塊の世代が後期高齢者となることから、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加による介護保険費用の負担増、高齢者のみの世帯の増加による老老介護や孤独死などの増加が懸念されており、今後ますます増加する介護ニーズへの対応が、喫緊の課題となっています。

こうした中で、平成37年度を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア計画」として位置づけられている現在の計画を検証し、地域の課題と向き合うとともに、地域共生社会の実現を目指すことが第7期計画のポイントとなります。



■介護保険事業計画において留意すべき国の動き

①一億総活躍社会の実現（平成28年6月2日閣議決定）

■ 介護離職者ゼロに向けた家族介護者への支援の在り方の検討

持続可能な介護に向け、在宅サービスや施設サービスの充実、介護人材の確保とともに、介護する家族の就労継続への支援に関するニーズを把握し、反映していくことが大切です。

■ 生涯現役社会の実現に向けた健康寿命の延伸

「生涯活躍のまち形成計画（日本版CCRC）」や、高齢者自身を生活支援サービスの担い手とする介護予防事業の実施など、高齢者の健康寿命の延伸に向けた取り組みが進められています。

地域で社会的役割を持つことによる介護予防や、担い手として活躍してもらうことによるきめ細かな生活支援の充実といった相乗効果の視点が大切となります。

②地域における医療および介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）の改訂等を踏まえた医療・介護連携の推進（平成28年12月26日）

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズ及び介護ニーズを併せもつ高齢者を地域で支えていくために、市町村が主体となって、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが求められます。

③新オレンジプランに基づく認知症施策の充実

平成27年1月に「新オレンジプラン」が策定され、認知症カフェの設置促進や、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進などの施策が掲げられており、認知症の人を含めた高齢者支援のための地域コミュニティづくりの推進が求められています。

④「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布 (平成29年6月)

地域包括ケアシステムの深化・推進と、介護保険制度の持続可能性を確保するために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に公布されました。

●法律改正の主なポイント

■医療及び居住に関する施策との有機的な連携

介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する観点から、市町村の介護事業担当部局においても、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図ることが求められます。

■「介護医療院」の創設による、医療と介護の連携の促進

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、平成29年度末で廃止される介護療養病床に代わり「介護医療院」が新たに創設されます。なお、現転換期限が平成35年度末まで延長されます。

■住民と行政の協同による包括的支援体制の構築、「共生型サービス」の創設

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけます。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)

■現役世代並み所得のある層の利用者負担の見直し

世代間・世代内の公平性を確保するため、現役世代並みの所得がある利用者への負担割合が見直され、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とします。(平成30年8月施行)

⑤基本方針(案)の提示

第72回社会保障審議会介護保険部会(平成29年6月21日開催)が開かれ、以下の内容が第7期計画の基本指針(案)の留意すべき点として挙げられました。

第一 前提となる基本的な考え方

- ①「介護に取り組む家族等への支援の充実」の新設
- ②「高齢者虐待の防止等」の新設

第二 市町村計画に関する事項

①各種計画との整合について

※要介護者等の保健、医療、福祉または居住に関する事項を定めるものとの整合について、新たに市町村高齢者居住安定確保計画、生涯活躍のまち形成事業(CCRC)計画が新設されています。

②「地域ケア会議の推進」についての整理

③人材の確保及び資質の向上の新設

※これまで都道府県指針のみでしたが、新たに市町村においてもサービス見込量を基に、必要となる介護人材の数等を推計することが求められます。

6. 日常生活圏域の現状

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情やその他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して市町村が定めるものとされています。

国の基本的な考え方では、高齢者の生活の継続性、介護資源の地域格差の是正、介護資源を拡充するための財源等を総合的に判断すると、人口2万～3万人程度で1圏域とすることが望ましいとされており、基本的には、地域包括支援センターを中心に交通機関等を利用して30分程度で駆けつけることのできる範囲を日常生活圏域として設定されています。

第3期以降の市町村介護保険事業計画では、市町村をいくつかの日常生活圏域に区分し、その圏域ごとに各サービスの見込量を定めるとともに、地域密着型サービスの必要利用定員数を定め、地域密着型サービスの整備目標を設定することとなっています。（介護保険法第117条第2項）

山北町では、人口分布状況や交通事情、施設整備等の関係から、日常生活圏域を分割した場合、地域により偏りが生じるため、町全体を1つの日常生活圏域として設定します。

■圏域の医療・介護資源

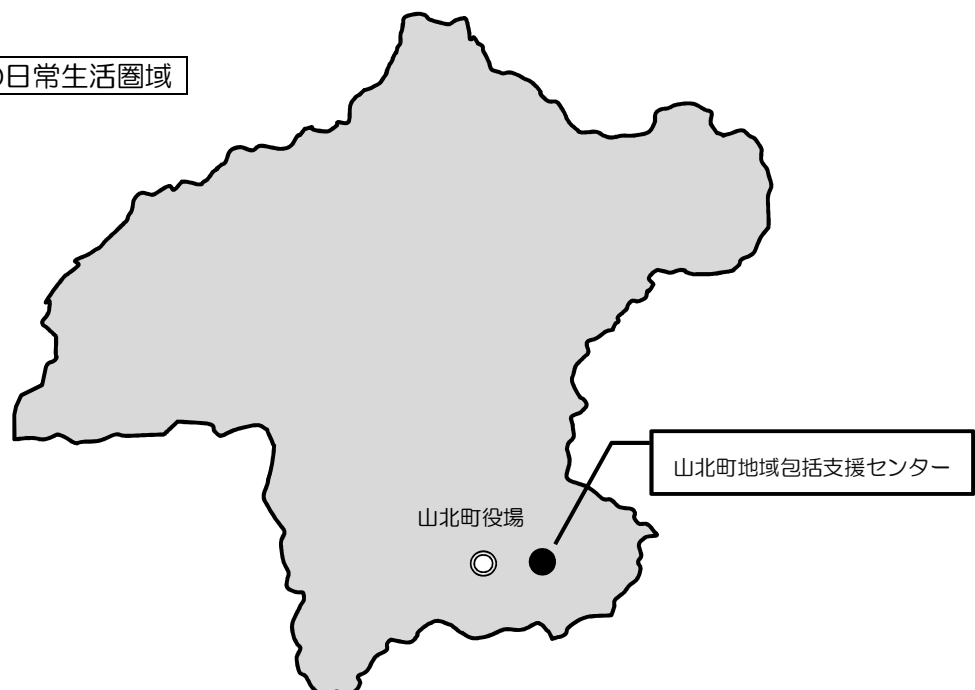
（単位：事業所数）

圏域	医療			介護			
	医科	歯科	薬局	施設系サービス	居宅系サービス	地域密着型サービス	居宅介護支援事業所
山北町	4	3	4	1	6	5	3

平成30年3月1日現在

■日常生活圏域

山北町全体を1つの日常生活圏域



第2章 高齢者の現状

1. 高齢者人口の推移

山北町の総人口は年々減少しており、平成29年度は10,649人となっています。年齢別にみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口については減少している一方で、高齢者人口は増加しています。

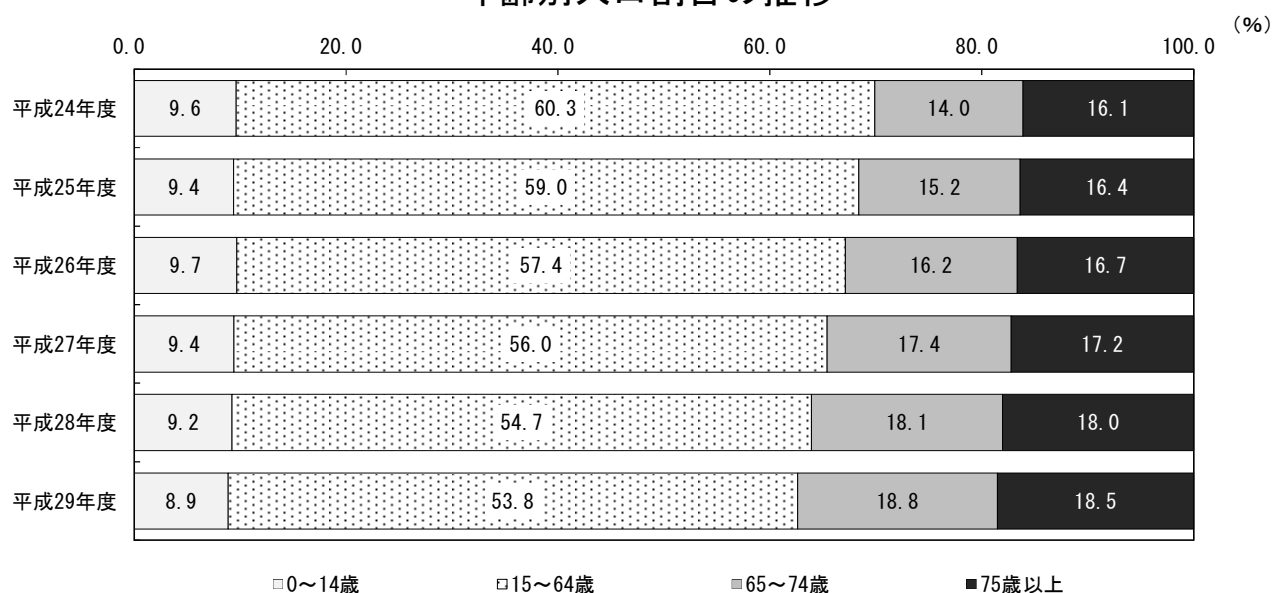
また、総人口に65歳以上人口が占める割合（高齢化率）の推移をみると増加傾向にあり、平成29年度では37.4%となっています。

年齢別人口の推移

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総人口	人	11,728	11,515	11,439	11,191	10,925	10,649
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳	人	1,130	1,081	1,110	1,056	1,010	945
	%	9.6%	9.4%	9.7%	9.4%	9.2%	8.9%
15～64歳	人	7,070	6,795	6,567	6,263	5,973	5,725
	%	60.3%	59.0%	57.4%	56.0%	54.7%	53.8%
65歳以上	人	3,528	3,639	3,762	3,872	3,942	3,979
	%	30.1%	31.6%	32.9%	34.6%	36.1%	37.4%
65～74歳 (前期高齢者)	人	1,637	1,751	1,856	1,943	1,973	2,004
	%	14.0%	15.2%	16.2%	17.4%	18.1%	18.8%
75歳以上 (後期高齢者)	人	1,891	1,888	1,906	1,929	1,969	1,975
	%	16.1%	16.4%	16.7%	17.2%	18.0%	18.5%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢別人口割合の推移

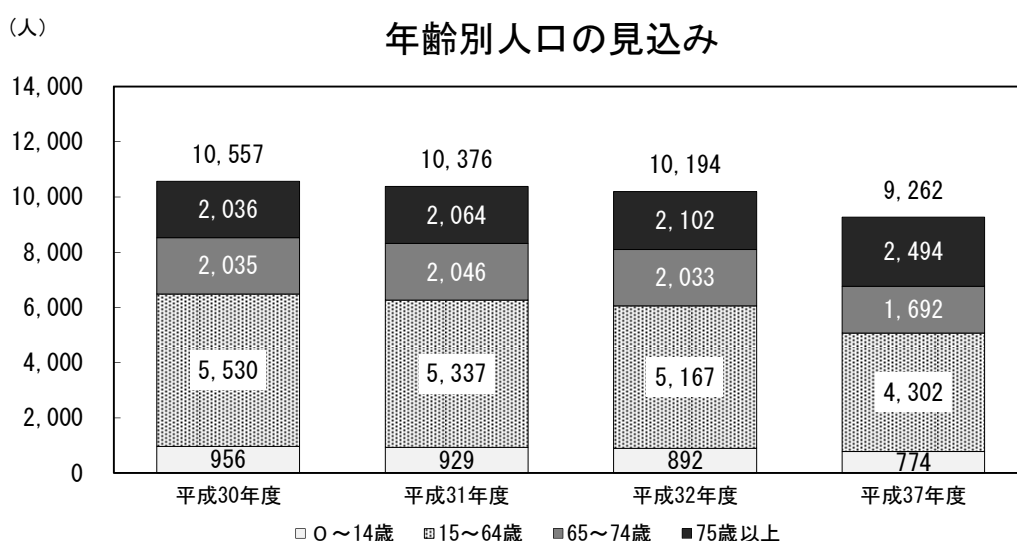


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

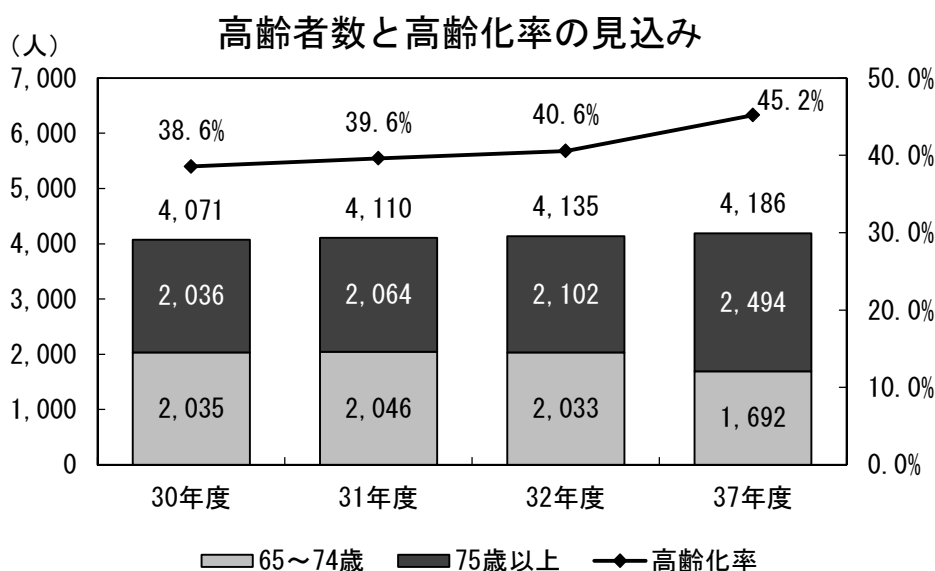
2. 高齢者人口の見込み

人口の見込みをみると今後も減少し続け、平成32年には10,194人となると推計され、平成37年には9,262人と、1万人を割ると推計されます。

また、高齢者人口の見込みを年齢別に分けてみると、65～74歳の前期高齢者は平成31年をピークに減少していく見込みですが、75歳以上の後期高齢者は増加していくと推計されます。高齢化率についても、平成32年には40.6%と、4割以上が高齢者になると推計されます。



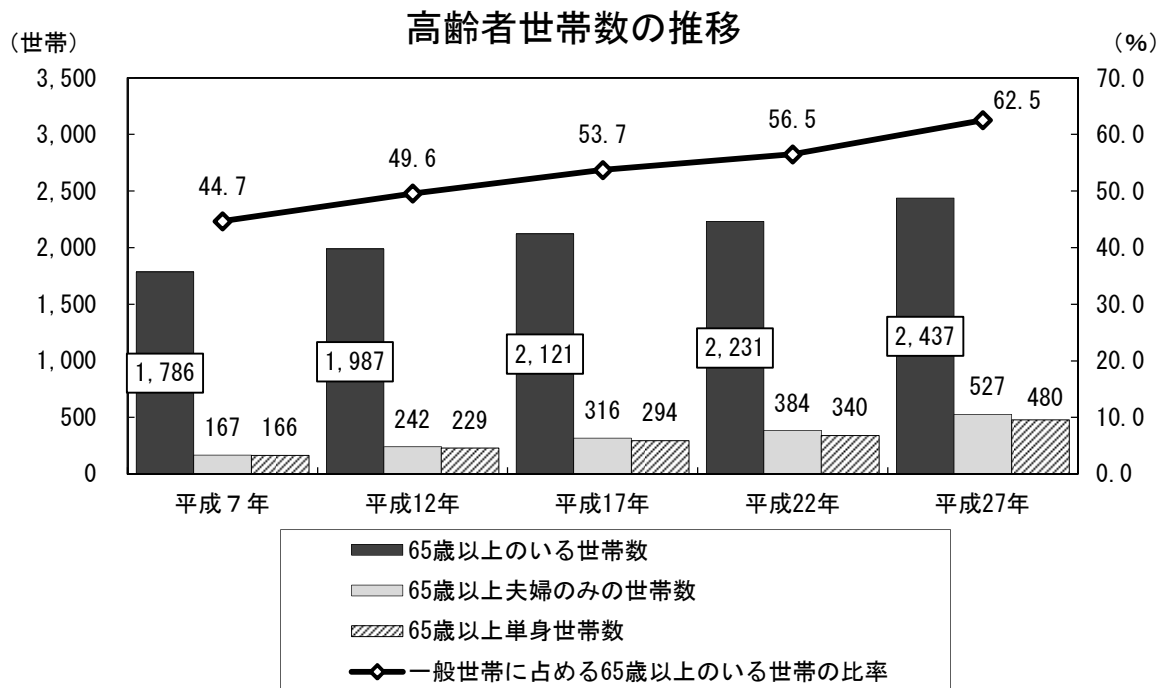
※平成25年～平成28年の住民基本台帳よりコーホート変化率法にて推計



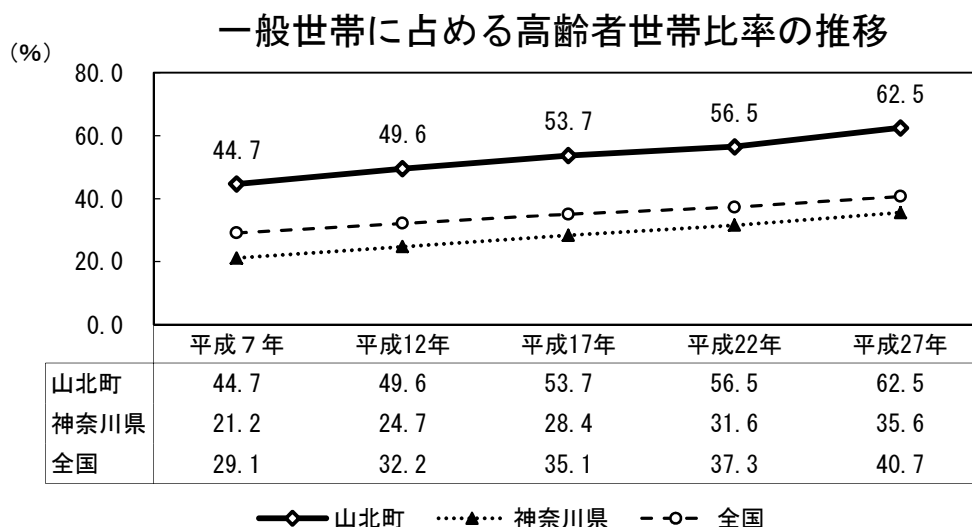
3. 高齢者世帯数の状況

高齢者世帯数の推移をみると、高齢者のいる世帯、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者単身世帯ともに増加しています。

また、高齢者がいる世帯の割合についても増加しています。平成27年では62.5%となっており、神奈川県や国の平均よりも高くなっています。



資料：国勢調査



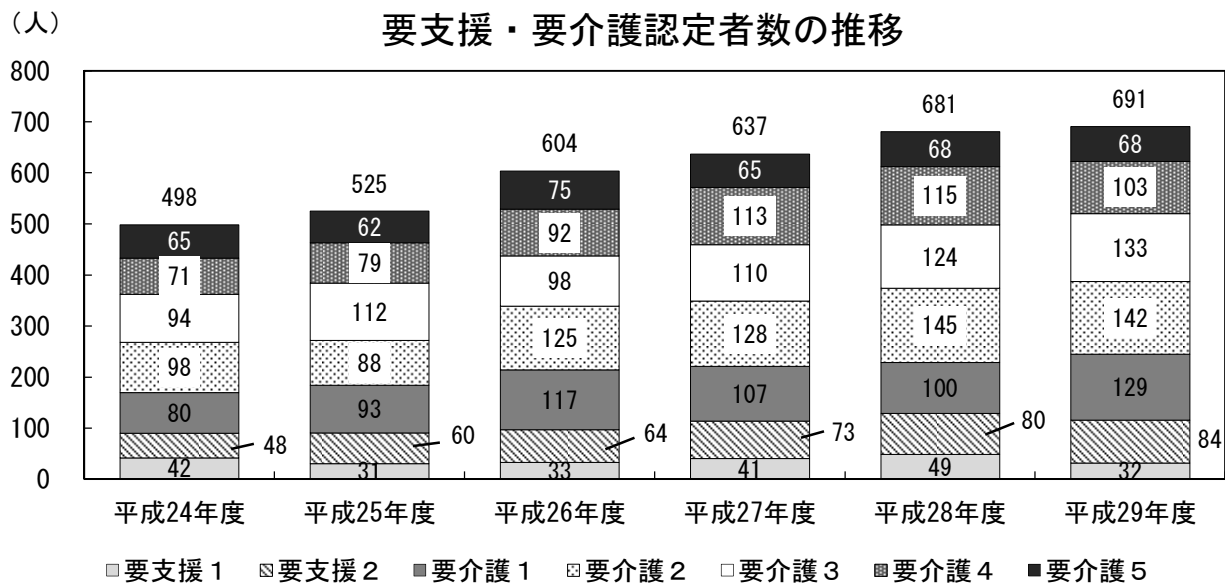
資料：国勢調査

4. 要支援・要介護認定者の状況

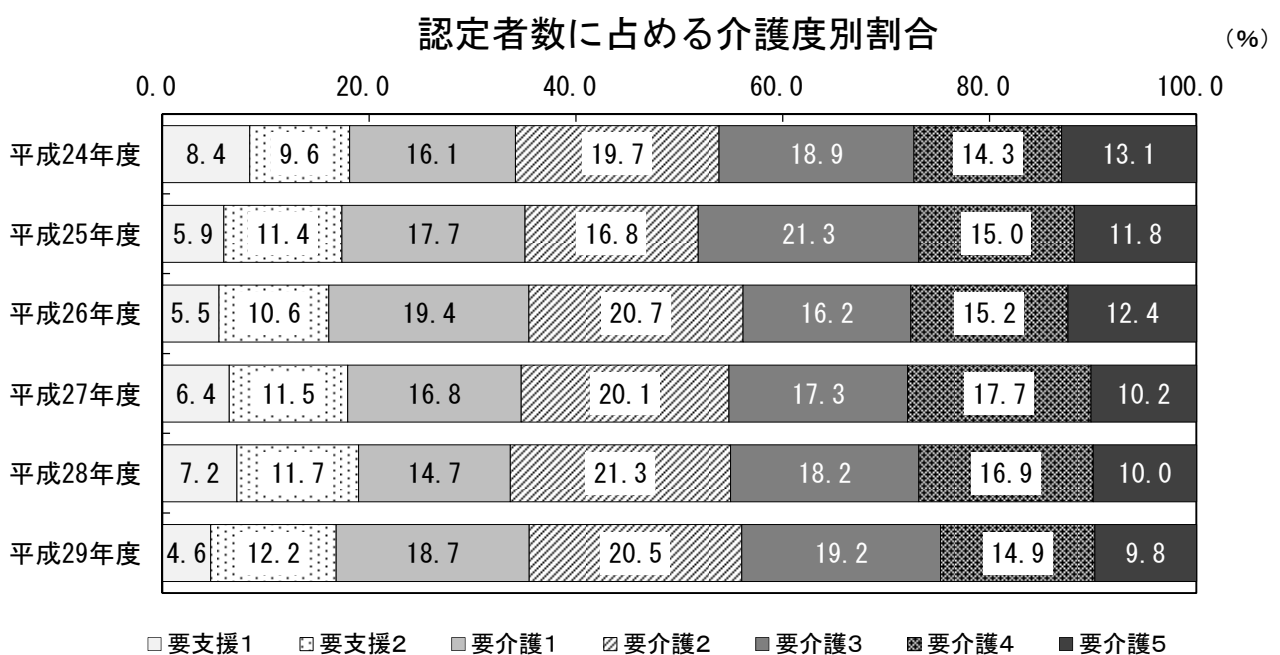
(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数をみると、年々増加の傾向にあり、平成29年度では691人となっています。

要介護度別にみると、要介護1・要介護3が増加の傾向にあります。



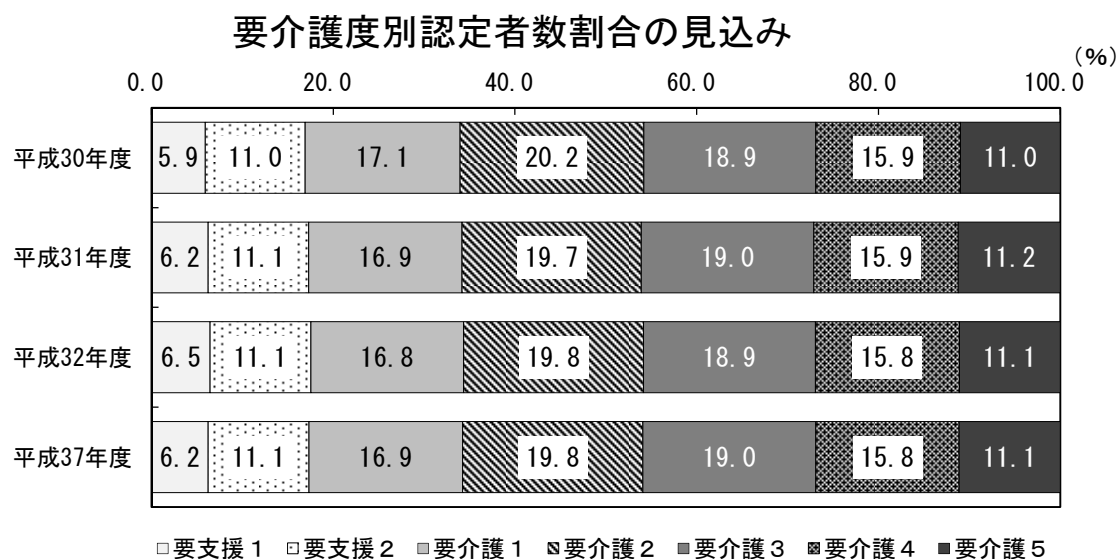
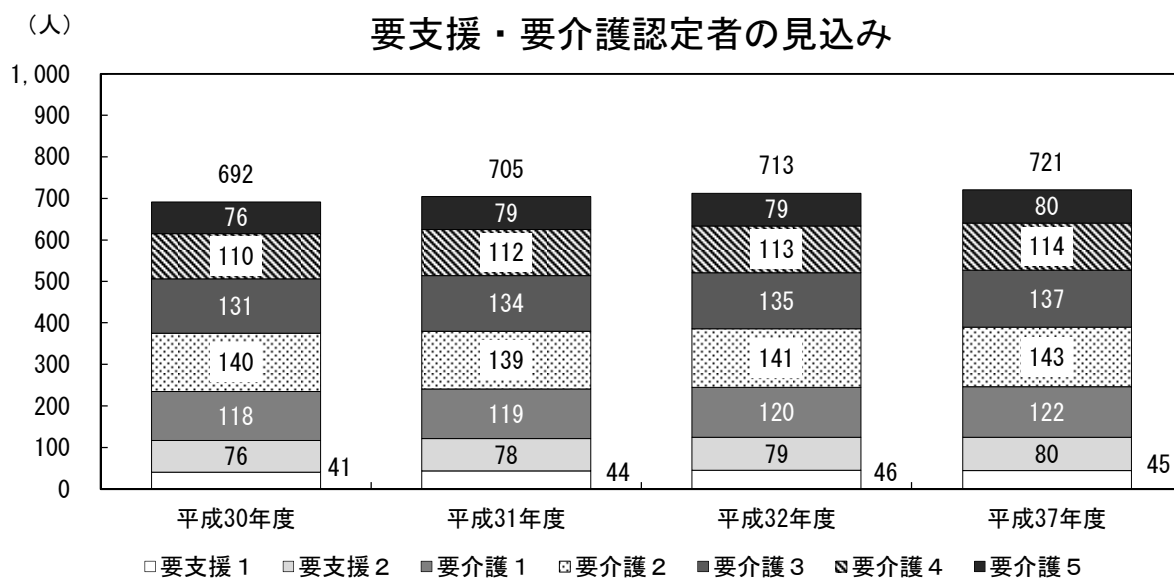
資料：介護事業状況報告（各年10月1日月報）



資料：介護事業状況報告（各年10月1日月報）

(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

要支援・要介護認定者の見込みについては、今後も年々増加していくと推計されます。
また、要介護度別の認定者数割合の見込みをみると、ほぼ横ばいで推移しています。



5. 第6期計画の施策評価

第6期計画で設定した基本目標ごとに、各事業の主な実施状況から、進捗状況の把握・評価を行いました。

1 地域包括ケア体制の充実

- 生活支援サービスについては、65歳以上の高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な人等を対象とした外出支援（移送）サービス事業や、三保、清水、高松地区の70歳以上の方に対して外出の機会を増やし、活動の場を広げていただくための福祉タクシー運行事業を実施しました。
- 認知症対策については、認知症高齢者に対する理解を深めるために、中学3年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しました。
- 権利擁護・高齢者虐待への対応については、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、高齢者虐待の実態把握に努めました。また、地域住民及び介護者を対象にパンフレットの配布を行い、普及啓発に努めました。
- 防犯対策については、犯罪情報の周知や足柄上地区防犯協会連合会による啓発活動を行い、高齢者世帯への振り込め詐欺等の被害防止に努めました。
- 防災対策については、「山北町地域防災計画」（平成29年8月改訂）に基づき、高齢者支援体制の整備や所在情報等の把握を行い、高齢者の安全確保と災害時における支援体制の整備を行いました。
- 日常生活の備えとして「防災ハンドブック」の全戸配布や、家屋の耐震診断や耐震工事についての助成制度を創設し、耐震化を促進しました。また、医療環境の把握として災害発生時における医療救護活動の明確な位置づけや、町内医療機関に救急医療品の備蓄を行い、不測の事態に備えました。
- 平成29年3月に「災害ボランティアセンターを設置した場合、ボランティアの募集や受入れ等について町社会福祉協議会が協力する。」との内容の協定を締結し、「山北町地域防災計画」に位置づけられている災害救援ボランティアの受入れ体制について、より具体化しました。また、被災者の健康確保について、避難所等における被災者の身体・精神面のケアについて、「山北町地域防災計画」への明確な位置づけや、平成28年熊本地震で課題になったエコノミークラス症候群については、その対策の必要性について、改訂計画へ追記を行いました。

2 健康で生きがいのある生活の支援

- 生涯学習については、「やまぶき学級」の開講、「生涯学習活動」による高齢者同士や世代間の交流、生きがいや健康づくりなど、社会参加の場として提供しました。
- 健康づくりと地域とのつながりを促進するため、「やまきた健康スポーツ大会」や「パークゴルフ大会」、「チャレンジデー」などを行いました。
- 元気な高齢者がボランティアとして社会に貢献できる場を提供するために、「介護ボランティアポイント制度事業」を平成27年10月から開始しました。
- 健康で働く意欲のある高齢者への就労場所の提供機関として、平成27年度より「高齢者生きがい事業団」から新たに「一般社団法人山北町シルバー人材センター」へと法人化されました。

3 介護予防の推進

- 平成28年10月より「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されたものの、ボランティア等の多様な提供主体の構築ができず、現行相当のサービスのみの提供にとどまっています。
- 要支援認定者の重度化を防止・改善するために、地域包括支援センターにて総合事業対象者に係るケアプランの作成を行いました。
- 一般介護予防事業では、介護認定に関わらずすべての高齢者を対象とした介護予防教室（介護予防塾）を、看護師・ヘルパー・ボランティアが運営している町主体の介護予防教室は前期（5～8月）と後期（11～2月）に、その空白期間にはボランティア主体の介護予防教室を毎週実施しました。また、介護予防教室「ブナの木塾」では主に前期高齢者を対象に、運動強度を高めた体操を11～2月に毎週実施しました。

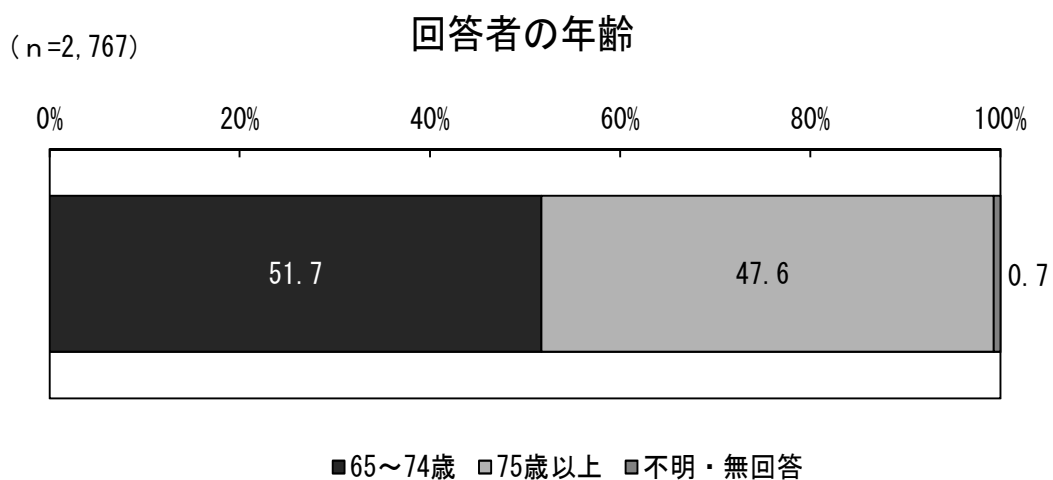
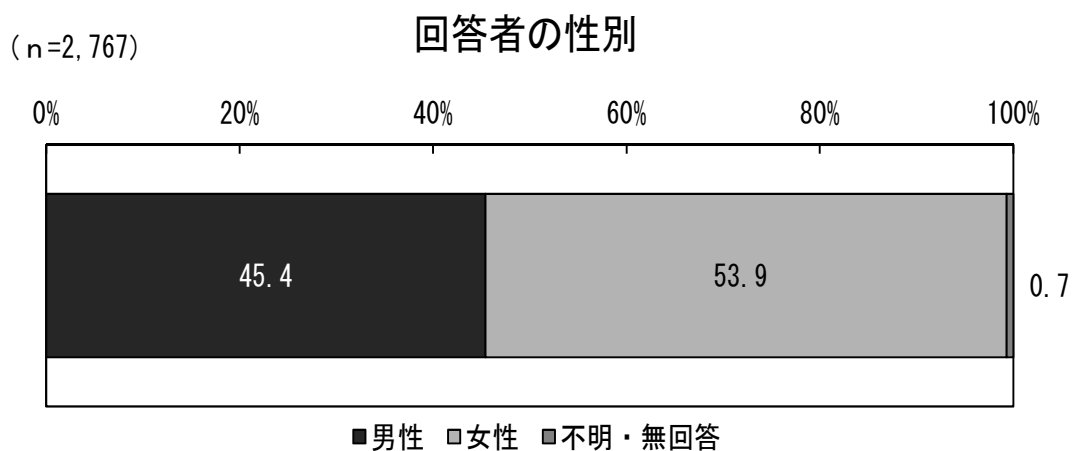
6. アンケート調査結果概要

(1) 回答者の属性

①性別と年齢

性別については、「女性」が53.9%、男性が45.4%と、「女性」が「男性」を上回っています。

年齢については、「65～74歳」が51.7%、「75歳以上」が47.6%と、「65～74歳」が「75歳以上」を上回っています。



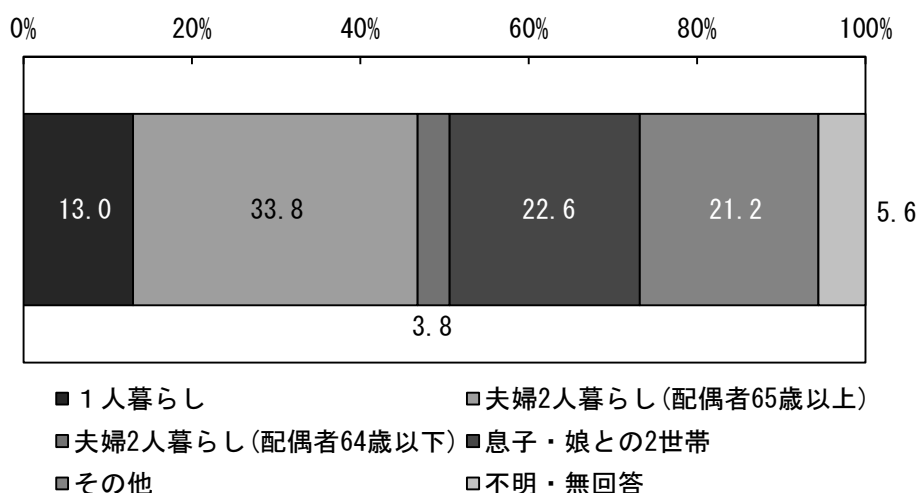
(2) 家族や同居者について

①家族構成

家族構成については、全体では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が33.8%と最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が22.6%、「その他」が21.2%となっています。

(n = 2,767)

回答者の家族構成

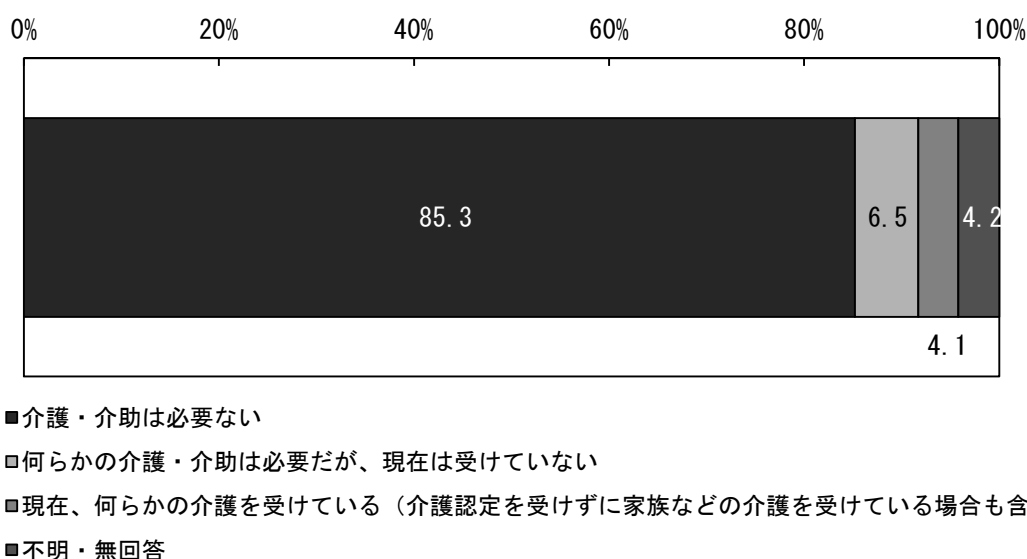


②家族や生活状況について

普段の生活でどなたかの介護・介助が必要かについては、「介護・介助は必要ない」が85.3%で最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が6.5%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」が4.1%となっています。

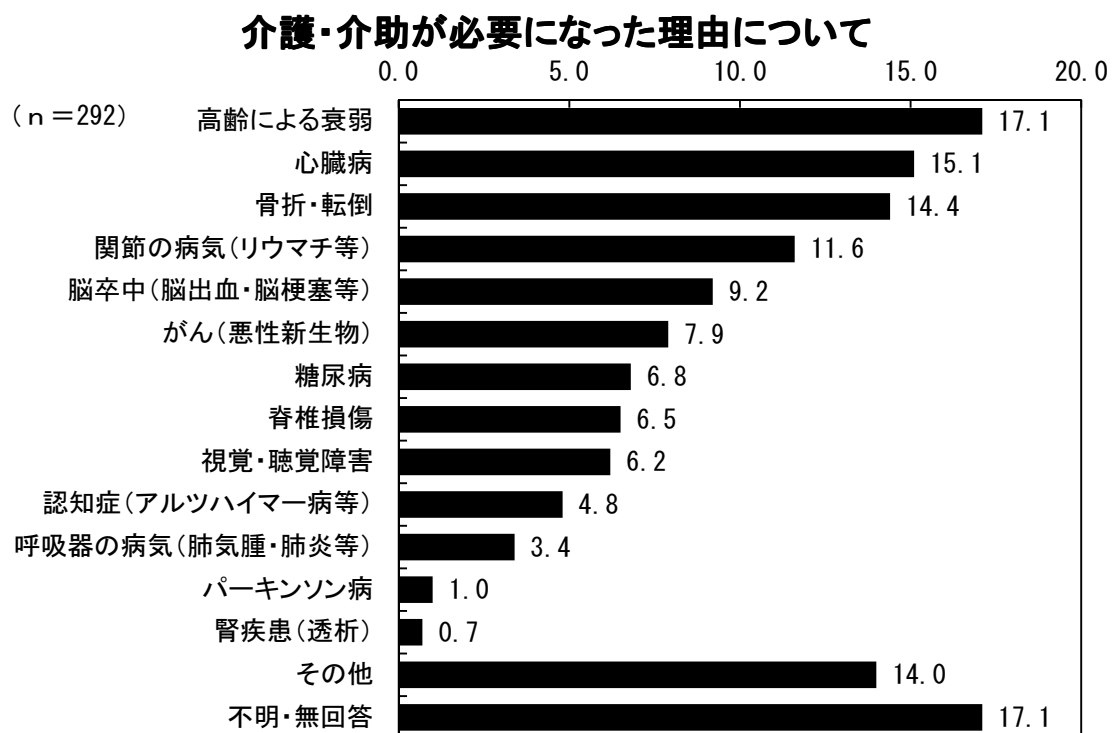
(n = 2,767)

介護者の必要性について



③介護・介助が必要になった理由について

介護・介助が必要になった主な理由については、「高齢による衰弱」が17.1%と最も多く、次いで「心臓病」が15.1%、「骨折・転倒」が14.4%となっています。



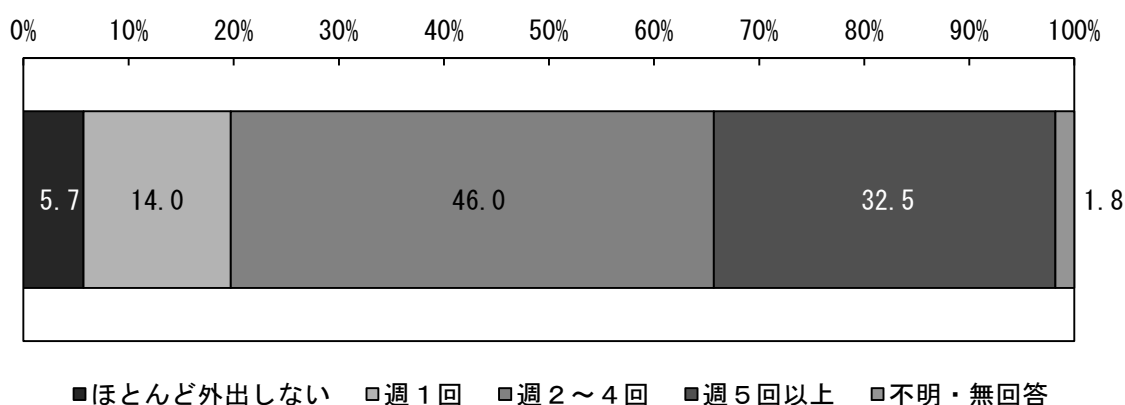
(3) 外出について

①週に外出する頻度について

週に外出する頻度はどれくらいかについては、「週2～4回」が46.0%と最も多く、次いで「週5回以上」が32.5%、「週1回」が14.0%となっています。

(n=2,767)

週に外出する頻度について

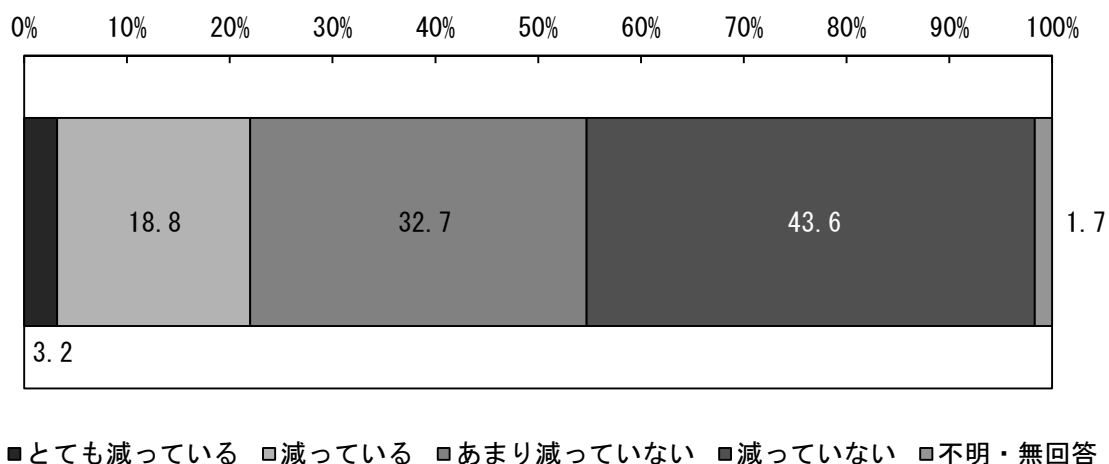


②昨年と比べて外出の回数が減っているかについて

昨年と比べて外出の回数が減っているかについては、「とても減っている」と「減っている」を合わせた“減っている”が22.0%、「あまり減っていない」と「減っていない」を合わせた“減っていない”が76.3%となっています。

(n=2,767)

昨年と比べて外出の回数が減っているかについて

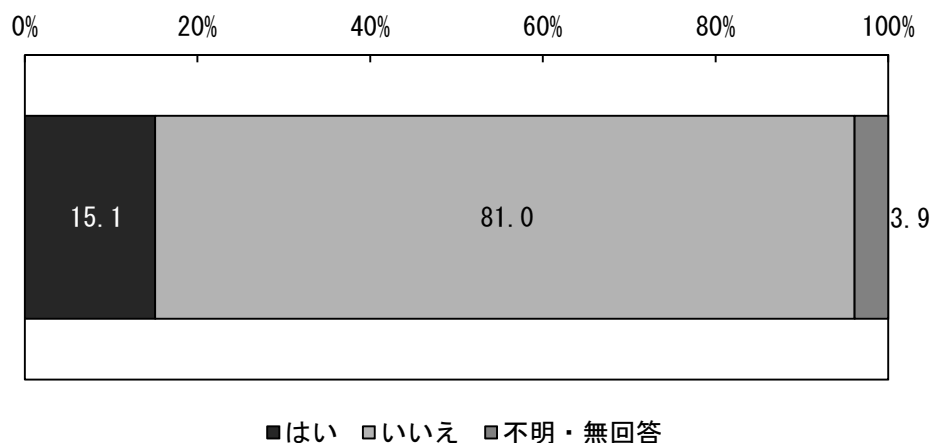


③外出を控えているかについて

外出を控えているかについては、「いいえ」が81.0%、「はい」が15.1%と、「いいえ」が「はい」を上回っています。

(n=2,767)

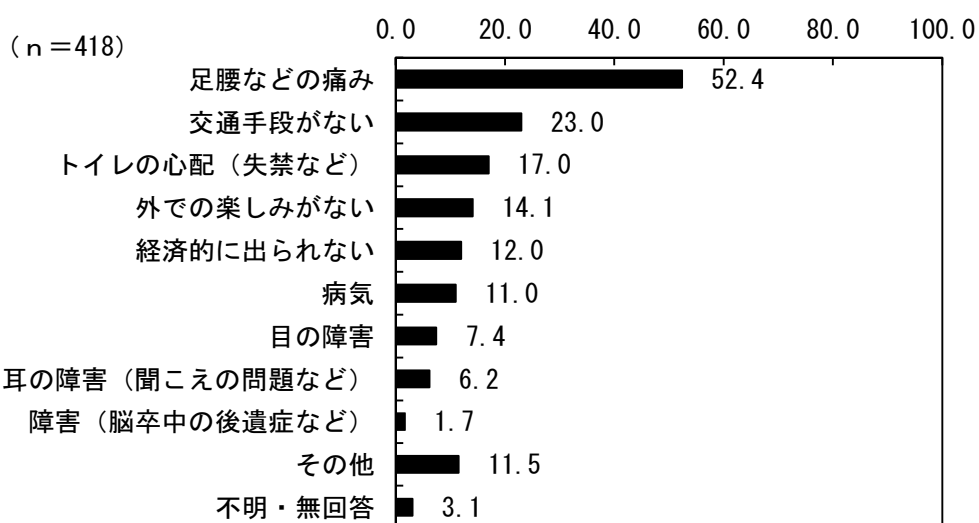
外出を控えているかについて



④外出を控えている理由について

外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が52.4%と最も多く、次いで「交通手段がない」が23.0%、「トイレの心配（失禁など）」が17.0%となっています。

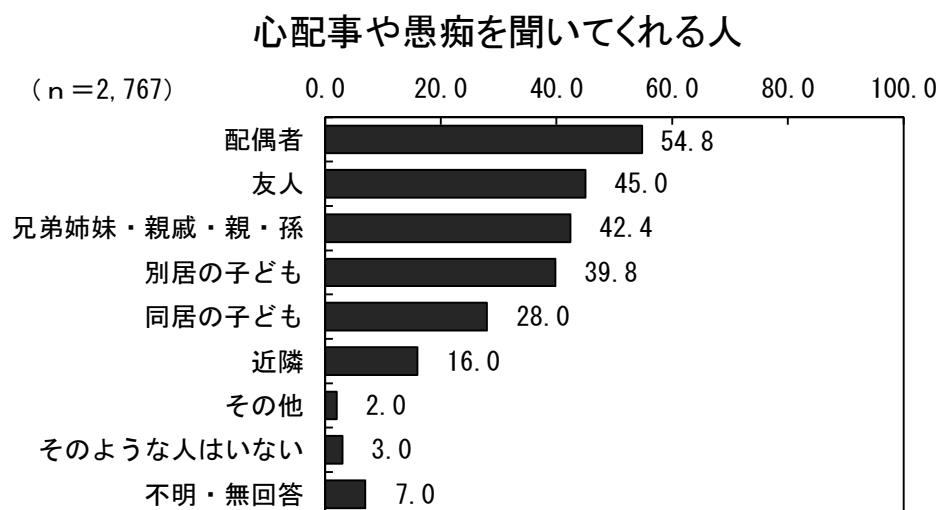
外出を控えている理由



(4) 社会参加について

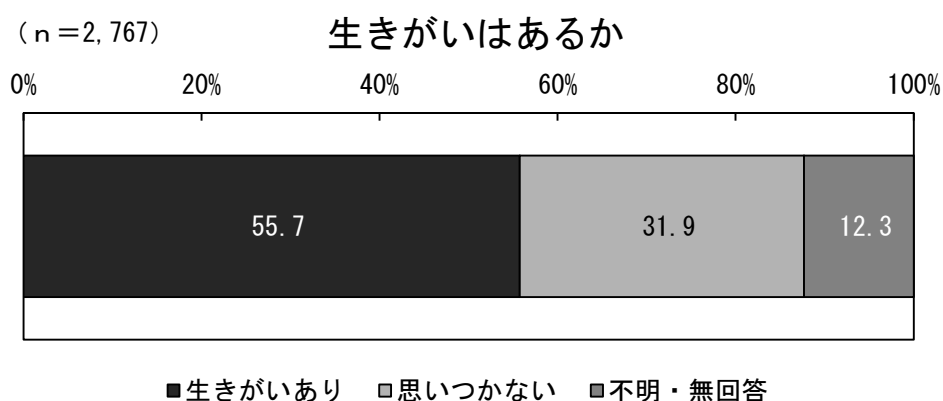
①心配事や愚痴を聞いてくれる人について

あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人については、「配偶者」が54.8%と最も多く、次いで「友人」が45.0%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が42.4%となっています。



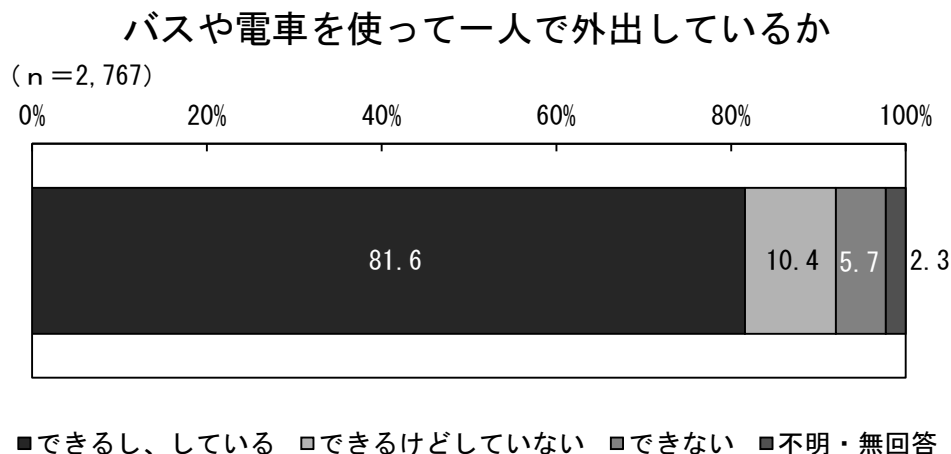
②生きがいはあるかについて

生きがいはあるかについては、「生きがいあり」が55.7%、「思いつかない」が31.9%と、「生きがいあり」が「思いつかない」を上回っています。



③バスや電車を使って1人で外出しているかについて

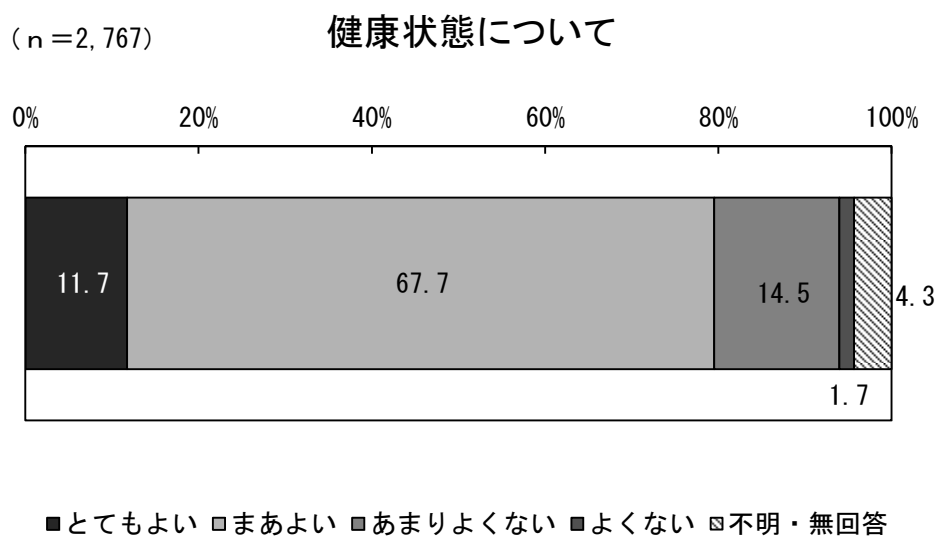
バスや電車を使って1人で外出しているかについては、「できるし、している」が81.6%と最も多く、次いで「できるけどしていない」が10.4%、「できない」が5.7%となっています。



(5) 健康について

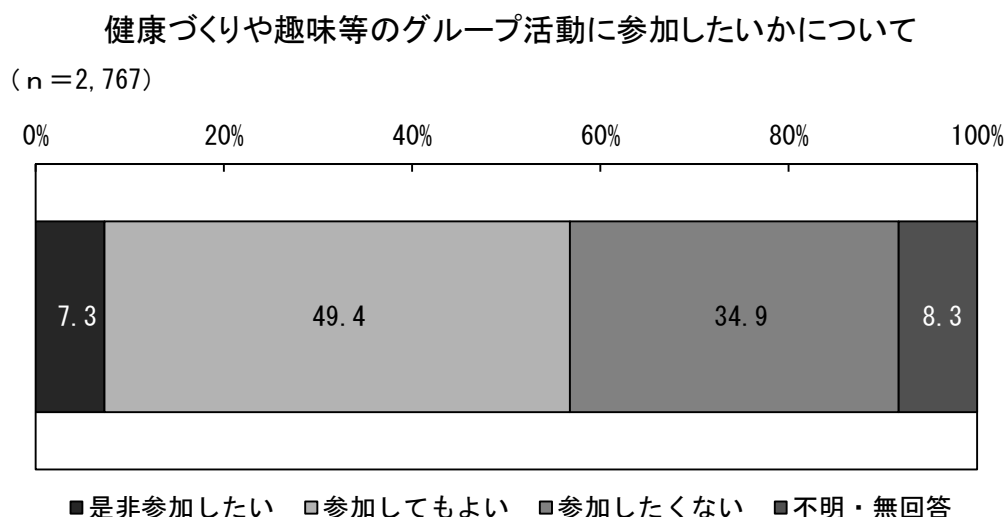
①健康状態について

現在の健康状態については、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた“よい”が79.4%、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた“よくない”が16.2%となっています。



②健康づくりや趣味等のグループ活動に参加したいかについて

地域住民の有志でいきいきした地域づくりを進めるとしたら、参加者として参加してみたいと思うかについては、「参加してもよい」が49.4%と最も多く、次いで「参加したくない」が34.9%、「是非参加したい」が7.3%となっています。



※回答結果の割合(%)は有効サンプル数(集計対象者総数)に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

7. 課題の整理

1 介護保険サービスの適切な提供体制の構築

統計によると、山北町における後期高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者が増えており、今後も介護保険サービスの需要の増加が懸念されることから、介護保険給付費の増加が課題です。利用者の状況に応じ、利用者に適したサービスの提供を検討していく必要があります。

2 要支援・要介護状態とならないための介護予防のさらなる充実

アンケート調査結果をみると、介護・介助が必要となった主な原因として「高齢による衰弱」「心臓病」「骨折・転倒」などがあり、これらを予防するためには介護予防事業を推進し、その原因を取りのぞくことが重要となります。高齢者のニーズを捉えた運動教室や認知症予防などの介護予防事業の充実を図ることと併せて、食生活や運動などの生活習慣の見直しや各種健（検）診等の定期的な受診勧奨など、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療にも取り組むことが必要です。

3 安心して暮らすための環境の整備

高齢者のひとり暮らし世帯の増加や認知症高齢者の増加、近所づきあいの希薄化などの状況がみられる中、アンケート調査結果をみると、外出の頻度が週に1回以下と回答された方が約20%、昨年よりも外出頻度が減ったと回答された方が22%、外出を控えていると回答された方が約15%となっています。外出を控える理由としては、「足腰などの痛み」が約52%と最も高くなっていることから、移動手段の確保等について検討していくことが求められます。この他、高齢者が地域で安心して暮らすためには、適切な情報提供により高齢者本人の自立を支援するとともに、災害時における支援体制の整備、虐待の防止や早期発見、権利擁護体制の充実、地域における支援体制を構築するためのボランティアの育成など、安全な暮らしを支える仕組みが必要です。

4 包括的支援体制の構築

高齢者夫婦世帯やひとり暮らし高齢者の増加等により、認知症への理解がないことを要因とした介護者からの虐待のケースへの対応や、高齢者や精神疾患を有する子どもをもつ世帯の増加に伴う様々な問題への対応が困難になってきています。今後は虐待の予防や早期発見、早期対応を図るとともに、精神疾患を有する方への支援対策を行い、高齢者が安心して暮らせる住みやすいまちづくりが必要です。

また、地域包括支援センターの役割の重要性は年々高まりつつあり、専門職のスキルアップ向上に向けた取り組みも継続していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

安心のライフスタイル
—地域で暮らし続けたい—

2. 基本目標

計画の基本理念と地域の現状を踏まえた4つの基本目標を定め、本計画を推進していきます。

基本目標1 介護保険サービスの充実

介護保険サービスの提供体制については、個人の状態やニーズに応じた適切な介護保険サービスが提供できる体制づくりに取り組みます。また、町民から信頼される介護保険制度であるため、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

基本目標2 新しい総合事業による介護予防の推進

山北町では平成28年10月より新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）がスタートしました。要介護・要支援者の多様な生活支援のニーズに対して、適切なサービスの提供を地域全体で推進していきます。また、要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対しても、要介護・要支援状態になることを予防するために、運動器の機能向上や認知症予防などの介護予防事業の充実を推進します。

基本目標3 健康で生きがいのある生活の支援

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりと介護予防の推進を図ります。

また、高齢者が生きがいを持ち、様々な地域活動への参加を通じて地域社会の一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会活動への参加の促進やボランティア活動への支援に努めます。

基本目標4 包括的支援体制づくりの推進

高齢者が要介護状態等になっても可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備や、自立支援・介護予防・重度化防止など、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。

3. 施策の体系

本計画の施策の体系を、以下のように設定します。

1. 介護保険サービスの充実
(1) 居宅介護サービス (2) 介護予防サービス (3) 施設介護サービス (4) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
2. 新しい総合事業による介護予防の推進
(1) 介護予防・生活支援サービス事業 ○訪問型サービス ○介護予防ケアマネジメントの実施 ○通所型サービス ○その他の生活支援サービス ○生活支援・介護予防サービスの基盤整備 (2) 一般介護予防事業 ○介護予防教室
3. 健康で生きがいのある生活の支援
(1) 生涯学習 ○老人クラブ ○生涯学習活動 (2) 地域とのつながり ○教室・行事への参加、企画・運営への参加 ○生涯スポーツ活動 ○ボランティア活動の場の提供 (3) 健康づくり (4) 就労場所の確保
4. 包括的支援体制づくりの推進
(1) 地域包括支援センターの機能強化 ○地域包括支援センターの運営 ○権利擁護事業 ○総合相談・支援事業 ○地域ケア会議の推進 (2) 住みやすいまちづくり ○介護者・家族へのアプローチ ○防災対策 ○認知症対策 ○高齢者の居住安定に係る施策との連携 ○介護給付費適正化事業 ○人材の質的・量的確保 ○家族介護支援事業 ○在宅医療・介護連携の推進 ○防犯対策 ○その他事業
5. 計画の推進のために
(1) 計画の推進体制 (2) 計画の進行管理と点検 (3) 事業の評価

各 論

第1章 介護保険サービスの充実

1. 居宅介護サービス

(1) 居宅介護サービスの概要

要介護認定者（要介護1～要介護5）が利用できるサービスです。

(2) 居宅介護サービスの種類

居宅介護サービスは次の14種類があります。

サービス名	サービス内容
①訪問介護	介護福祉士やホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
②訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が要介護者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介助を行います。
③訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
④訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要介護者の居宅を訪問し、要介護者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
⑤居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な要介護者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
⑥通所介護	日中、デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行います。
⑦通所リハビリテーション	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
⑧短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
⑨短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医師や看護師、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行います。
⑩特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等が、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。
⑪福祉用具貸与	要介護者の介護に資する用具を貸与します。
⑫特定福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与にならない入浴や排せつにかかる用具の購入費の一部を支給します。
⑬住宅改修	在宅の要介護者が住み慣れた自宅で生活が続けられるために、必要となる住宅の改修費の一部を支給します。
⑭居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランの作成や、介護サービス提供事業所との連絡・調整などを行います。

(3) 居宅介護サービス事業量の見込み

		実績値			推計値			
	単位	第 6 期			第 7 期			37 年度
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
①訪問介護	年間延回数	15,643	15,345	12,228	14,640	15,408	16,920	17,052
	年間延人数	587	596	610	624	660	708	720
②訪問入浴介護	年間延回数	1,441	1,250	1,194	1,328	1,391	1,372	1,644
	年間延人数	244	240	224	240	252	252	300
③訪問看護	年間延回数	4,774	4,289	4,522	4,828	4,884	4,972	5,222
	年間延人数	658	675	744	756	768	780	816
④訪問リハビリテーション	年間延回数	711	1,408	3,001	2,934	2,934	3,326	3,794
	年間延人数	43	80	147	180	180	204	228
⑤居宅療養管理指導	年間延人数	602	662	669	660	708	756	780
⑥通所介護	年間延回数	19,231	13,564	13,905	14,892	15,612	16,212	16,896
	年間延人数	2,127	1,428	1,457	1,476	1,548	1,608	1,680
⑦通所リハビリテーション	年間延回数	1,959	2,154	2,700	2,880	3,192	3,492	3,638
	年間延人数	278	304	359	384	420	456	480
⑧短期入所生活介護	年間延日数	6,249	5,444	6,617	6,588	6,948	7,152	7,500
	年間延人数	614	620	622	660	696	720	756
⑨短期入所療養介護	年間延日数	229	163	683	228	228	276	276
	年間延人数	31	26	95	60	60	72	72
⑩特定施設入居者生活介護	年間延人数	211	237	334	300	312	312	336
⑪福祉用具貸与	年間延人数	2,215	2,344	2,398	2,448	2,544	2,652	2,604
⑫特定福祉用具販売	年間延人数	35	39	97	60	60	60	60
⑬住宅改修	年間延人数	42	38	73	36	36	36	36
⑭居宅介護支援	年間延人数	3,159	3,309	3,317	3,240	3,312	3,372	3,312

2. 介護予防サービス

(1) 介護予防サービスの概要

要支援認定者（要支援1・要支援2）が利用できるサービスです。自立した生活をより一層充実させるために、要支援認定者の状態に合ったメニューを展開するものです。

(2) 介護予防サービスの種類

介護予防サービスは次の12種類があります。介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の開始により、平成28年10月から介護予防訪問介護と介護予防通所介護については地域支援事業に移行しました。

サービス名	サービス内容
①介護予防訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が要支援者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介助を行います。
②介護予防訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要支援者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
③介護予防訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要支援者の居宅を訪問し、要支援者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
④介護予防居宅療養管理指導	在宅で療養していて通院が困難な要支援者へ、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
⑤介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
⑥介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
⑦介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医師や看護師、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行います。
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等が、入居している要支援者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。
⑨介護予防福祉用具貸与	要支援者の介護予防に資する用具を貸与します。
⑩特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつにかかる用具の購入費の一部を支給します。
⑪介護予防住宅改修	在宅の要支援者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるために必要となる住宅の改修費の一部を支給します。
⑫介護予防支援	要支援1または2と判定された方が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス提供事業所との連絡・調整などを行います。

(3) 介護予防サービス事業量の見込み

これまでの実績を踏まえて算出した介護予防サービス事業量の見込みは以下の通りです。

		実績値			推計値			
	単位	第 6 期			第 7 期			37 年度
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
①介護予防訪問入浴介護	年間延回数	0	0	0	0	0	0	0
	年間延人数	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	年間延回数	234	298	296	320	367	367	367
	年間延人数	71	77	76	84	96	96	96
③介護予防訪問リハビリテーション	年間延回数	0	0	0	0	0	0	0
	年間延人数	0	0	0	0	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	年間延人数	0	5	0	12	12	12	12
⑤介護予防通所リハビリテーション	年間延人数	12	11	7	12	12	12	12
⑥介護予防短期入所生活介護	年間延日数	61	33	0	0	0	0	0
	年間延人数	10	9	0	0	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護	年間延日数	0	4	0	0	0	0	0
	年間延人数	0	1	0	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	年間延人数	4	16	11	12	12	12	12
⑨介護予防福祉用具貸与	年間延人数	526	564	598	624	648	696	696
⑩特定介護予防福祉用具販売	年間延人数	13	13	6	0	0	0	0
⑪介護予防住宅改修	年間延人数	14	17	18	24	24	24	24
⑫介護予防支援	年間延人数	925	999	619	720	744	780	828

3. 施設介護サービス

(1) 施設介護サービスの概要

要介護認定者（要介護1～要介護5）が、施設に入所して介護を受けるサービスです。

(2) 施設介護サービスの種類

施設介護サービスは次の4種類があります。

サービス名	サービス内容
①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要であり自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練、健康管理上の援助を行います。 ※介護老人福祉施設の利用は、原則要介護3以上の方に限られます。
②介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、リハビリや看護・介護を必要としている方に対して、自立した生活を営めるよう機能訓練や日常生活の支援などを行います。
③介護医療院 ※平成30年度から新設	介護医療院は、地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設です。
④介護療養型医療施設	病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどが受けられます。 ※平成35年度末までに介護医療院等に転換されます。

(3) 施設介護サービス事業量の見込み

これまでの実績を踏まえて算出した施設介護サービス事業量の見込みは以下の通りです。

		実績値			推計値			
	単位	第6期			第7期			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	37年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	年間延人数	761	761	724	1,008	1,008	1,020	1,044
介護老人保健施設 (老人保健施設)	年間延人数	481	490	484	504	504	504	552
介護医療院	年間延人数				0	48	96	96
介護療養型医療施設	年間延人数	68	84	77	96	48	0	0

(4) 施設介護サービスの整備計画

第7期の施設介護サービスの整備計画は次の通りです。

種 別	項 目	30 年度	31 年度	32 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	定員	117	117	117
	整備数	既存施設の増床	—	—
介護老人保健施設 (老人福祉施設)	定員	35	35	35
	整備数	—	—	—
介護医療院	定員	0	0	0
	整備数	—	—	—
介護療養型医療施設	定員	0	0	0
	整備数	—	—	—

※各施設の定員は、かながわ高齢者保健福祉計画の県西圏域における山北町の整備床数です。

※介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ねたサービスで、平成29年の法改正により創設され、平成30年度から開設されます。町内に施設はなく、第7期期間中の整備計画はありませんが、介護療養型医療施設等からの転換には対応します。

※介護療養型医療施設は平成29年度末までの廃止期限が平成35年度末まで延長となり、他施設等への転換が進められます。町内に施設はありません。

4. 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

(1) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの概要

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅での生活が継続できるように、保険者が事業者を指定できるサービスです。原則、山北町民のみが利用できます。

地域密着型サービスは要介護認定者が、地域密着型介護予防サービスは要支援認定者が利用できるサービスです。

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの種類

地域密着型サービスは次の9種類、地域密着型介護予防サービスは3種類あります。

サービス名	サービス内容	要介護認定者の利用	要支援認定者の利用
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的巡回や、通報を受けた場合に、訪問介護を提供します。	○	不可
②夜間対応型訪問介護	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を提供します。	○	不可
③（介護予防）認知症対応型通所介護	認知症の方に対応したメニューで提供する通所介護です。	○	○
④（介護予防）小規模多機能型居宅介護	25名程度が登録し、様態に応じて通い、（デイサービス）、訪問、泊まり（ショートステイ）を組み合わせる1つの事業所で提供します。利用するには登録が必要です。	○	○
⑤（介護予防）認知症対応型共同生活介護	認知症の方が居住するグループホーム（1ユニット9人）です。	○	要支援2のみ ○
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）です。	○	不可
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホームです。	○	不可
⑧看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供します。	○	不可
⑨地域密着型通所介護	通所介護のうち定員18人以下の小規模な事業所が提供するデイサービスです。	○	不可

(3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの見込み

これまでの実績を踏まえて算出した、地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業量の見込みは以下の通りです。

		実績値			推計値			
地域密着型サービス								
	単位	第 6 期			第 7 期			37 年度
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年間延人数	0	0	0	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	年間延回数	262	155	0	0	0	0	0
	年間延人数	25	14	0	0	0	0	0
④小規模多機能型居宅介護	年間延人数	212	212	196	228	228	240	252
⑤認知症対応型共同生活介護	年間延人数	464	488	570	540	540	540	540
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年間延人数	167	162	151	0	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	年間延回数	—	5,633	4,770	5,246	5,503	5,597	5,876
	年間延人数	—	709	642	660	696	708	744
地域密着型介護予防サービス								
①介護予防認知症対応型通所介護	年間延回数	0	0	0	0	0	0	0
	年間延人数	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	年間延人数	0	12	42	72	72	72	84
③介護予防認知症対応型共同生活介護	年間延人数	1	0	0	0	0	0	0

（４）地域密着型居住系サービスの整備計画

第７期の地域密着型居住系サービスの整備計画は次の通りです。

種 別	項 目	30 年度	31 年度	32 年度
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	定員	45	45	45
	整備数	—	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム等）	定員	—	—	—
	整備数	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設	定員	—	—	—
	整備数	—	—	—

※認知症対応型共同生活介護は、介護予防認知症対応型共同生活介護と合わせた整備計画数です。

第2章 新しい総合事業による介護予防の推進

1. 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて既存のサービスに加えてNPOやボランティア団体・住民等の多様な主体が参画したサービスが充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを促進し、要支援者等に対する効果的な支援等を可能にすることを目的としています。要支援認定を受けた方および基本チェックリストで事業対象者と判断された方が対象となります。

これまで介護予防事業で実施されていた「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」については、平成28年10月より「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に移行しています。

（1）訪問型サービス

要支援者などに対し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

■訪問介護

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスです。

■訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

ホームヘルパー等が訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を利用者とともにを行います。

■訪問型サービスB（住民主体による支援）

住民ボランティア等による生活援助を行います。

■訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

保健師等による居宅での相談指導などの提供を行います。

■訪問型サービスD（移動支援）

移送を含めた生活支援を行います。

（２）通所型サービス

要支援者などに対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

■通所介護

従来の介護予防通所介護に相当するサービスです。

■通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。

■通所型サービス B（住民主体による支援）

ボランティア等による運動機能向上のためのトレーニング等、介護予防のための自主的な活動の場を提供します。

■通所型サービス C（短期集中型予防サービス）

保健師等による運動機能向上のためのトレーニングなど、介護予防について学ぶ教室です。

	実績値			推計値		
	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
訪問型サービス 利用回数（回）	—	153	211	217	224	231
通所型サービス 利用回数（回）	—	424	655	675	695	716

※山北町では、平成28年10月から「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に移行しています。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備

高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者の増加に伴い、見守り・安否確認、外出支援、家事援助など生活支援の必要性が高まっています。

元気な高齢者の社会参加をはじめ、社会参加意欲の強い住民が生活支援の担い手として活躍することも期待されます。そのため、地域のニーズや社会資源を把握した上で、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、ボランティア、シルバー人材センター、地縁組織などの多様な主体による多様なサービスが提供していけるよう「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や「協議体」の設置により、地域の実情に即した体制の整備を図ると共に、住民への事業の周知・啓発を行い地域の支え合い体制づくりの推進を図ります。

①生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置

◆実施状況及び課題	
多様な主体による生活支援の提供体制の充実を図るため、平成28年度に生活支援コーディネーターを1名配置しました。	
多様な主体による多様なサービスの創出・担い手の育成や支え合いの地域づくりには、十分な期間を要するため、生活支援コーディネーターを中心に関係者間のネットワーク構築や地域のニーズと地域資源のマッチングをし、地域の中での支え合いづくりの仕組みづくりを図る必要があります。	
◆今後の方向性	
関係者間の情報共有、連携の体制づくり等のためのネットワーク構築を進めます。また、個人や団体による地域資源や、支援を必要とする高齢者のニーズのマッチングを行います。庁内関連部署と地域包括支援センターを中心に協議体の構成・役割を検討し、協議体を設置します。	

	実績値			推計値		
	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
生活支援コーディネーター の設置（人）	—	1	1	1	1	1
協議体の設置（箇所）	—	—	1	1	1	1

（４）介護予防ケアマネジメントの実施

要支援１・２の認定者が要介護状態になることのないよう、その心身の状況や環境に応じて、介護予防事業やその他の事業、介護保険サービス等が効果的かつ効率的に提供されるよう、要支援者のケアプランを作成し、ケアマネジメントを実施しています。

①介護予防ケアマネジメント

◆実施状況及び課題
総合事業の対象者に係るケアプランの作成を行っています。基本チェックリストによる事業対象者の把握が課題です。
◆今後の方向性
引き続き、地域包括支援センターにてケアプランの適切な作成を行います。

②介護予防支援

◆実施状況及び課題
総合事業以外の予防給付サービス利用者に係るケアプランの作成を行っています。
◆今後の方向性
引き続き、地域包括支援センターにて適切なケアプランの作成を行います。

	実績値			推計値		
	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
介護予防ケアマネジメント ケアプラン作成件数（件）		84	540	560	580	600
介護予防支援 ケアプラン作成件数（件）	938	1,015	700	720	740	760

（５）その他の生活支援サービス

住み慣れた地域の中で、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービスを展開していきます。65歳以上の高齢者で、寝たきりの人や車椅子を必要とする方および一般の交通機関を利用することが困難な方等を対象に、リフト付の移送用車両「お出かけ号」を使用して、利用者の居宅と医療機関等との間を送迎する外出支援サービスや、清水、三保、高松地区にお住まいの70歳以上の方に対して、通院や買い物等の日常的な移動支援として、福祉タクシー運行事業を実施しています。

①外出支援（移送）サービス

◆実施状況及び課題
現在登録稼働車は3台、運転手5名、介助員により実施しています。登録者は横ばいで利用回数は減少傾向にあります。サービス内容の見直しが課題となっています。
◆今後の方向性
利用者のニーズに対応したサービス内容の充実を図ります。

②福祉タクシー運行事業

◆実施状況及び課題
平成28年度では対象となっている342世帯中120世帯が登録しており、申請率は35%で利用回数、登録者ともに増加傾向にあります。公共交通弱者の利用ニーズの把握が課題となっています。
◆今後の方向性
利用者のニーズに対応したサービス内容の充実を図ります。

	実績値			推計値		
	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
外出支援サービス 利用回数（回）	444	394	416	416	416	416
外出支援サービス 登録者数（人）	98	92	95	95	95	95
福祉タクシー 利用回数（回）	335	406	476	500	550	600
福祉タクシー 登録者数（人）	149	163	175	185	195	205

2. 一般介護予防事業

介護認定の有無に関わらず、全ての高齢者とその支援のための活動に関わる方が参加できる事業です。認知症予防や介護予防に資する体操教室等を実施しています。

①介護予防教室（町主体）

◆実施状況及び課題
前期（5～8月）と後期（11～2月）に毎週（さくら塾、ふれあい塾、いきいき塾は毎週、やまどり塾は隔週）実施しており、看護師・ヘルパー・ボランティアが運営しています。新たなボランティア参加者が少ない事が課題です。
◆今後の方向性
今後も引き続き実施するとともに、ボランティア数の増加に努めます。また、第7期計画期間中に総合事業における通所型サービスBへの移行を検討します。

②介護予防教室（ボランティア主体）

◆実施状況及び課題
町主体の介護予防塾の空白期間に毎週（さくらんぼクラブ、ほほえみクラブ、縁側でぽかぽかタイムは毎週、やまどり塾は隔週）実施しています。新たなボランティア参加者が少ない事が課題です。
◆今後の方向性
今後も引き続き実施するとともに、ボランティア数の増加に努めます。また、第7期計画期間中に総合事業における通所型サービスBへの移行を検討します。

③介護予防教室（ブナの木塾）

◆実施状況及び課題
町主体、ボランティア主体の介護予防教室の参加者は年齢層が高いため、主に前期高齢者を対象にやや運動強度を高めた体操を実施しています。11～2月に毎週開催しています。
◆今後の方向性
総合事業における通所型サービスC（短期集中）への移行を検討します。

	実績値			推計値		
	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
介護予防教室（町主体） 開催回数（回）	101	99	95	97		
介護予防教室（町主体） 延参加者数（人）	1,816	1,938	2,300	2,350		
介護予防教室（ボランティア 主体）開催回数（回）	56	60	59	68		
介護予防教室（ボランティア 主体）延参加者数（人）	1,007	1,175	1,428	1,500		
介護予防教室（ブナの木塾） 開催回数（回）	14	13	14	14		
介護予防教室（ブナの木塾） 延参加者数（人）	93	148	160	200		

※一般介護予防事業の介護予防教室は、第7期計画期間中に「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の通所型サービスへの移行を検討します。事業内容については現在とほぼ同じ内容での移行を予定しています。

第3章 健康で生きがいのある生活の支援

1. 生涯学習

(1) 老人クラブ

高齢者が自主的に組織・活動している老人クラブは、高齢者同士の交流や健康づくり、文化活動を行う場として、高齢者の生きがいに貢献しています。社会福祉協議会が中心となり、活動の事務的支援を行っています。高齢者人口は増加していますが、会員・クラブ数は減少している現状であり、その要因を社会福祉協議会とともに把握し、より魅力的で活発な活動が続けられるよう、特に公共の場を利用するクラブには活動の場の整備を進める等の支援を行っていきます。山北町では引き続き、連合会及び単位クラブに助成金を支給します。

①老人クラブ事業

◆実施状況及び課題

単位クラブの活動については自主的に実施しています。老人クラブ連合会としてはパークゴルフ大会や輪投げ大会など高齢者同士の交流や世代間交流事業などを行っていますが、会員の高齢化が進み、役員の担い手不足による単位クラブ数や事業の参加率の減少が課題となっています。

◆今後の方向性

会員の増加と定着を図るため、若年層が参加できるような新規事業について検討し、広報活動の強化を図ります。

	実績値			推計値		
	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
老人クラブ会員数（男性）（人）	247	182	177	190	190	190
老人クラブ会員数（女性）（人）	369	286	248	260	260	260
老人クラブ会員数（合計）（人）	616	468	425	450	450	450
老人クラブ（クラブ数）	20	17	17	17	17	17

（２）生涯学習活動

「山北町生涯学習推進プラン」との関連性を持たせながらサービスを展開していきます。高齢者の知識や経験が生かされる機会づくりや世代間交流による若い世代への知識や技術の伝承を図り、高齢者の社会参加の促進を目指します。また、やまぶき学級のさらなる充実を実施していきます。

やまぶき学級は高齢者を対象とした生涯学習の提供の場で、町及び町教育委員会、社会福祉協議会の共催により社会福祉協議会への委託事業として、年１コース５～６日間で開催されます。学習内容は、歴史・文化・健康等に対応した内容となっていますが、さらにタイムリーな話題を加えるなど高齢者の学習ニーズに幅広く対応していきます。

①やまぶき学級

◆実施状況及び課題
高齢者の生きがいと健康づくりを推進するための講座を社会福祉協議会に委託し開催しています。充実した学級とするため、活動内容の選定が課題です。
◆今後の方向性
高齢者の学習ニーズに対応し、より活動を充実します。

	実績値			推計値		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
やまぶき学級 参加人数（人）／開催日数（日）	277 人／ 6 日	278 人／ 5 日	312 人／ 6 日	320 人	320 人	320 人

2. 地域とのつながり

(1) 教室・行事への参加、企画・運営への参加

世代間にまたがった教室や行事を開催し高齢者が参加することで、地域とのつながりを構築することを目指します。また、高齢者自らも地域社会の一員として社会貢献が可能であることを認識し、さらなる積極的な参加を促していきます。

(2) 生涯スポーツ活動

町民の健康づくりへの意識の高揚と、世代間交流、地域交流事業として、スポーツ大会（やまきた健康スポーツ大会）の開催や、子どもから高齢者まで楽しめるパークゴルフ場が整備されています。手軽に楽しめるスポーツを通じた健康づくりにより、多くの高齢者、子どもを含めた住民の参加を図り、世代間交流・地域間交流を推進するとともに、介護予防の一端として日常の健康づくりへの動機づけとなるよう推進します。

①やまきた健康スポーツ大会

◆実施状況及び課題
世代間・地域間の交流と健康づくりの推進を図るため、健康スポーツ大会を実施しています。
◆今後の方向性
種目・内容の改善を検討します。

②パークゴルフ場の運営

◆実施状況及び課題
日常の健康づくりに寄与するため、全世代が楽しめるパークゴルフ場を運営しています。
◆今後の方向性
リピーターや継続者を増加させるための工夫を凝らした運営を行います。

	実績値			推計値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
やまきた健康スポーツ大会 参加者数（人）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
パークゴルフ場の運営 利用者数（人）	25,555	17,258	(見込) 18,000	18,000	19,000	20,000

(3) ボランティア活動の場の提供

元気な高齢者自身が、ボランティアとして社会に貢献するための場の提供を進めます。既存のボランティア活動の情報提供や、高齢者でも無理なく行える新規のボランティア活動を開始する際に社会福祉協議会等と連携しながら支援を行います。また、山北町ボランティア連絡協議会とも連携をとり、高齢者の参加の促進やボランティア養成講座の開講等の支援も行っています。

また、いわゆる「団塊の世代」（昭和22年から26年頃生まれ）の方々が65歳に到達したことを踏まえ、社会的な貢献としてボランティア活動の動機づけとなるよう、「介護ボランティアポイント制度」を実施しています。

①介護ボランティアポイント制度事業

◆実施状況及び課題	
●保険健康課	小学生以上を対象に、介護施設・介護予防教室・介護認定者宅でのボランティア活動に対しポイントを付与し、ポイント数に応じ町商品券と交換しています。登録者は微増傾向にあります。
●福祉課（事務局：社会福祉協議会）	山北町ボランティア連絡協議会と連携し、養成講座を実施しました。また、30周年の節目に当たり記念誌を刊行、各団体に配付してPRを行いました。会員の高齢化による会員数の減少が課題となっています。
◆今後の方向性	
●保険健康課	ボランティアの登録者の増加（特に男性と若い世代）を図ると同時に、ボランティア活動範囲の拡大、商品券以外のお礼の方法を検討します。
●福祉課（事務局：社会福祉協議会）	新たな担い手の確保に向けた活動の促進を行います。

	実績値			推計値		
	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
ボランティア団体数（人）	7	7	7	8	8	8
ボランティア登録人数（人）	104	101	98	110	110	110
介護ボランティアポイント 制度登録人数（人）	64	69	70	75	80	85

②災害救援ボランティア養成講座

◆実施内容
平成29年度新規事業。グループの組織化を目標とし、組織の運営や勉強会などの支援を行います。

3. 健康づくり

将来寝たきりや認知症にならないよう、また、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けていくために、特定健康診査等を通して、生活習慣病等の危険因子についての情報を把握し、保健師による集団・個別保健指導を実施します。

また、地域包括支援センターと連携をとりながら、効果的な健康維持のための施策を展開し、健康寿命を延ばします。

4. 就労場所の確保

健康で働く意欲を持っている高齢者が、その経験や能力を生かして地域社会への参加を実現し、生きがいを見出すことを目標とした就労機会を確保するため、平成5年に「高齢者生きがい事業団」が設立され、地域での就労場所の提供機関として、認知されています。また、平成27年の国勢調査によると、山北町の高齢者の労働力率は26.9%で、およそ4人に1人が働き手であると考えられます。いわゆる「団塊の世代」（昭和22年から26年生まれ）の方々が65歳に到達したことを踏まえ、これらの方々の経験や能力を活かすべく、今後も作業依頼の確保や高齢化した会員への就労機会の提供等に対する支援を行います。

①シルバー人材センター

◆実施状況及び課題
平成27年度に「高齢者生きがい事業団」から「一般社団法人シルバー人材センター」へと法人化され体制が強化されました。
◆今後の方向性
新規事業（茶業生産振興事業）に着手します。また、円滑な活動を実施するためのサポートを行うとともに、会員の資質向上及び確保に努めます。

第4章 包括的支援体制づくりの推進

1. 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの運営

自立のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士といった専門職が協同しながら運営にあたります。また、地域包括支援センターが中心となって開催する地域ケア会議のさらなる充実が求められており、平成26年度からは近隣の居宅介護支援事業所や、民生委員、その他関係者を集めた地域ケア会議を開催しています。

◆実施状況及び課題

日常生活圏域を町内全体と捉え、1か所設置済みです（社会福祉協議会に委託）。介護保険法で必要とされる3職種（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）及び非常勤職員1名体制で、緊急時等の24時間連絡が確保できる体制で包括的支援事業を実施しています。地域における高齢化の進捗に伴う相談件数や困難事例への対応など業務の増加が課題となっています。

◆今後の方向性

設置数・職員数ともに現状を維持します。ただし、相談件数の増加、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に判断し、その役割を十分に果たせるよう、業務体制のあり方について検討します。

	実績値			推計値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域包括支援センターの 設置数（箇所）	1	1	1	1	1	1

（２）総合相談・支援事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域における様々な関係者とのネットワーク構築、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援の観点から対応が必要な方への支援を行います。（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）

◆実施状況及び課題
本人・家族・民生委員・地域住民・医療機関・介護事業所等からの相談に対応しています。
◆今後の方向性
高齢者の日常生活を把握し、家族や高齢者等に対して適切な相談対応を行います。

	実績値			推計値		
	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
総合相談・支援事業 相談延件数（件）	3,133	3,232	3,300	3,350	3,400	3,450

（３）権利擁護事業

総合相談・支援事業の中で、特に権利擁護の観点からの対応が必要と判断された方に対して、虐待防止に関する事業、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等、諸制度活用のための支援を行います。

◆実施状況及び課題
虐待や消費者被害、権利擁護等に関する相談に対応しています。
◆今後の方向性
実態把握により、各種相談対応や諸制度の活用支援を行います。

	実績値			推計値		
	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
権利擁護事業 相談延件数（件）	60	56	60	65	65	65

（４）地域ケア会議の推進

民生委員や自治会等の地域の支援者・団体や医療・介護・福祉等の多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策形成のための提言」の５つの機能を有する地域ケア会議を開催することにより、高齢者に対する支援の充実と、それを取り巻く社会基盤の整備を図ります。

◆実施内容

地域ケア会議推進事業として社会福祉協議会に運営委託しています。行政関係者との情報共有と多職種協同による個別ケースの検討を通じて、ケアマネジメント支援を目的としたケース会議及び関連する居宅介護支援事業所を対象としたケアマネジャー連絡会を、原則毎月開催します。

	実績値			推計値		
	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
地域ケア会議の開催 (ケース会議＋ケアマネ ジャー連絡会) (回)	12	12	12	12	12	12

2. 住みやすいまちづくり

(1) 介護者・家族へのアプローチ

介護者や家族が地域の中で安心した生活を送ることを目指します。

地域全体で共に助け合い、支えあって暮らしていくためのサービスを展開していきます。

①介護の不安や負担・不満についての相談、説明

◆実施内容

介護保険担当職員による介護保険制度の出前講座、町保健師及び地域包括支援センター専門職による介護に関する悩みや相談を受付けています。

②介護経験者による手助け

◆実施内容

在宅介護の担い手である家族に対して、介護ストレスを軽減するための施策を実施しています。特に認知症の高齢者を介護する人は、問題をひとりで抱えがちな傾向があるため、介護経験者との交流等を通して、介護者の不安を軽減することを目指します。さらに介護をする場合のポイントも併せて教えています。

③男性による介護の支援

◆実施内容

家事の経験に乏しい人が、ある日突然介護を始めるのは難しいため、特に男性を対象とした介護に関する支援をしています。ただし、必要以上の介入は家族と本人のつながりを弱めてしまう場合があるので配慮が必要です。

④家族による介護の促進

◆実施内容

多くの高齢者が、住み慣れた地域を離れずに自宅での介護を望んでいます。しかし、自宅での介護は家族の負担が大きく希望どおりにはいかないことも多々あります。情報提供、指導や助言等を行うことにより、家族の介護意欲を高め、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、施策を展開していきます。

（２）認知症対策

認知症や医療を含めた介護関係の専門職による適切な評価により、経過を見ながらサービスの提供を継続的に行っていただけるような体制づくりを進めます。また、地域包括支援センターやかかりつけ医が、関係機関や施設等と連携が図れるよう、認知症ケアパスの作成やサービス提供の基礎づくりを進めます。

①認知症初期集中支援事業

◆実施内容

地域包括支援センターの専門職と認知症サポート医をメンバーとする認知症初期集中支援チームにより、認知症の初期段階にある方やその家族に対し、相談や支援を行っています。
認知症は、早期発見・適切な対応を図ることで進行を遅らせることができますが、初期段階にある方の場合、日常生活で大きな支障がないため、本人も家族も相談まで至らないといったケースがあります。このため、介護認定申請の際の聞き取りや民生委員からの情報、介護予防教室での動向注視などにより対象者の把握に努めます。

②認知症地域支援推進員設置事業

◆実施内容

認知症のある方ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援を行います。

③認知症オレンジカフェの設置

◆実施内容

認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰でも参加でき、集える場所としての認知症オレンジカフェを、第7期計画期間中の早い段階で設置できるよう検討を行います。認知症地域支援推進員が運営を担う予定です。

④認知症ケアパスの作成

◆実施内容

認知症と疑われる症状が発生した場合に、認知症の人やその家族が、医療や介護サービスをどのように受ければよいかをまとめた認知症ケアパスを作成し、平成30年度に全戸配布します。

⑤認知症に対する偏見の排除

◆実施内容

認知症に対する偏見から、本人も家族も専門医を訪ねない人がいることも、認知症の早期発見を妨げている要因と考えられることから、認知症に関する情報提供や啓発を進めます。また、地域住民及び介護者への啓発等により、認知症に対する誤解や偏見を取り除き、あわせて認知症サポーターの養成を推進します。これらの活動を通して、地域での見守りネットワークの構築を図る等、地域での支援体制の整備も進めていきます。

⑥認知症サポーター養成講座

◆実施内容

認知症に対する誤解や偏見を取り除き、認知症の方や家族を温かく見守り、支援するために、認知症サポーター養成講座を実施しています。神奈川県では、認知症の方1人に対し1人のサポーターを配置するとしています。

山北町では、平成27年度から山北中学校3年生を対象に認知症サポーター養成講座を開講していますが、対象を小学生に拡大することを検討し、また、老人会・自治会等から要請があれば随時開講します。認知症サポーターをひとりでも多く増やすことで、より多くの地域住民に認知症に対する正しい知識を身につけていただき、認知症の方とその家族を支えています。

	実績値			推計値		
	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
認知症初期集中支援事業 訪問人数(人)	—	10	12	15	15	15
認知症地域推進員設置事業 設置人数(人)		1	1	1	1	1
認知症オレンジカフェ 設置数(箇所)				1	1	1
認知症ケアパスの配布 (配布数)				4,500	—	—
認知症サポーター養成講座 (中学3年生)の開催(回)	1	1	1	1	1	1

（３）介護給付費適正化事業

国保連合会から提供される情報を基に、不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、ケアプラン点検によるサービスの要となるケアマネジャーの資質向上など、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。また、サービス利用者側からもチェックできるよう、給付費通知を発送します。

①国保連合会適正化データの確認・活用

◆実施内容

毎月、国保連合会から定期的に送付される適正化データを確認・活用することにより、給付の適正化を実施しています。

単にデータの整合性の確認のみならず、保険者としての観点を踏まえた確認・活用を検討します（サービスの偏り、同一法人集中、貸与品目における適正価格の設定）。

②介護給付費通知の実施

◆実施内容

介護サービスを利用した方に対して、年４回（四半期ごと）、利用した介護サービスと給付額と自己負担額が記載された介護給付費通知を個別に送付します。

介護給付費通知を本人・家族が確認することにより、真に必要なサービスであるかの検討材料にするとともに、不正請求防止の一助となります。

③住宅改修現地調査の実施

◆実施内容

住宅改修費の適正化を目的として、住宅改修後の完成写真による確認の他、本人の自立支援に即しているか申請前・完成後の現地確認を実施します。

④ケアプラン点検

◆実施内容

ケアプラン点検は、県が行う事業者実地指導の際に町職員が同行し実施していましたが、平成30年4月より居宅介護支援事業所の指定権限が町に移管されることに伴い、実地指導を町が行うこととなります。地域包括支援センター職員と共に、自立支援に即したケアプランとなっているかの点検を行うのと同時に、ケアマネジャーのスキルアップを促進します。

⑤要介護認定の適正化

◆実施内容

要介護認定の新規・変更・更新認定に係る認定調査の内容について、書面の全件点検をすることにより、適正かつ公平な要介護認定を行います。

	実績値			推計値		
	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
適正化データの活用 (実施回数)	12	12	12	12	12	12
介護給付費通知 (通知回数)	4	4	4	4	4	4
住宅改修現地調査 (実施回数)				5	5	5
ケアプラン点検 (実施回数)				1	1	1
要介護認定の適正化 (点検数)	全件点検	全件点検	全件点検	全件点検	全件点検	全件点検

（４）家族介護支援事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、ボランティア等による見守りのための訪問等を行います。また、平成26年度から地域包括支援センターが中心となり、「山北町見守りネットワーク」の取り組みを開始しました。この見守りネットワークは、町民の生活に関わる町内の組織・団体に、気になる高齢者を見かけたら地域包括支援センターに連絡をしていただき、認知症高齢者などの早期発見につなげるもので、さらに充実を図っていきます。

①認知症高齢者見守り事業（見守りネットワーク）

◆実施内容

地域包括支援センターが中心となり、民生委員、介護事業所、医療機関、金融機関、警察などの他、町内のあらゆる組織・団体に「山北町見守りネットワーク」を周知し、協力団体の拡大を図ります。

（５）防犯対策

高齢者を狙った悪質商法による消費者被害や振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が後を絶ちません。警察と連携した普及、啓発活動を行います。

①犯罪情報の周知

◆実施内容

- 総務防災課
警察からの振り込め詐欺などの犯罪情報を防災行政無線や安心メールで周知することで、被害の未然防止に努めています。
- 保険健康課
介護予防塾など高齢者の集まる場で、振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、警察を講師に招いた講習会を随時実施しています。

②足柄上地区防犯協会連合会による啓発活動

◆実施内容

警察及び足柄上地区1市5町で構成される連合会の防犯指導員による金融機関を中心としたパトロールや、防犯協会によるキャンペーンの実施により、振り込め詐欺の被害防止に努めます。

（６）防災対策

「山北町地域防災計画」に基づき、地域で組織する自主防災組織や関係機関と連携を図りながら、災害時等の体制づくりに努めます。また、町内６つの介護保険関連施設と災害時における受け入れ態勢等についての協定書を締結しています。

①緊急時の安全確保

○高齢者支援体制の整備

◆実施内容

「山北町地域防災計画」において、災害発生時に迅速・的確な行動が取りにくい高齢者等の要配慮者の対策について、明確な位置づけを行い、支援体制を構築しています。

○所在情報等の把握

◆実施内容

●総務防災課

町民に対して、災害時の基本的な考え方である「自助・共助・公助」について、防災ハンドブックの全戸配布や地区座談会などで普及啓発を行っています。

●保険健康課

給付データに基づく居場所の把握と、関係課との情報共有を行っています。

●福祉課

民生委員や自治会の協力を得て要援護者名簿や個別支援計画を作成し、状態別に地図に表記して高齢者の現状把握に努めています。

②日常生活での備え

○高齢者とその家族に対する防災指導

◆実施内容

「防災ハンドブック」を全戸配布することにより、転倒防止金具等家の中の地震対策や、災害時に備えた備蓄品などについて広く周知を行い、防災意識の高揚を図ります。

また、家屋の耐震診断や耐震工事について、助成制度を創設し家屋の耐震化を引き続き促進していきます。

③避難所等でのケア等

○医療環境の把握

◆実施内容

「山北町地域防災計画」において、災害発生時における医療救護活動について、明確に位置づけています。

また、足柄上医師会との協定に基づき、町内医療機関に救急医療品を備蓄し、不測の事態に備えています。今後は災害時における医療救護の一番の課題は医師の派遣であるため、医師会や県などと調整し、より具体的な支援体制の構築を図ります。

○ボランティア活動の体制整備

◆実施内容

●総務防災課

災害救援ボランティアの受入れ体制については「山北町地域防災計画」にも位置づけられていますが、これをより具体化するため、「災害ボランティアセンターを設置した場合、ボランティアの募集や受入れ等については、町社会福祉協議会が協力する。」という内容の協定を締結しました。

●社会福祉協議会

平成19年度に策定した「災害行動マニュアル」の見直しを行い災害ボランティアセンターの設置までの流れ、設置や運営に際する留意事項、組織体制の中での各班の役割について網羅し様式を刷新した「山北町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を平成28年度に策定しました。また、平成29年3月に災害時における山北町と山北町社会福祉協議会の協力に関する協定書を締結しました。

○被災者の健康確保

◆実施内容

被災者の避難所等における身体、精神面のケアについては、「山北町地域防災計画」にもその重要性を鑑み、位置づけています。

また、熊本地震で課題となったエコノミークラス症候群については、町総合防災訓練において、町民に対して予防体操を指導するとともに、その対策の必要性について計画に追記しています。

（７）高齢者の居住安定に係る施策との連携

単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、家族状況、経済状況、健康状態など個々の高齢者の状況は様々であり、多様化する高齢者の生活のニーズにあった住まいが確保され在宅生活を支えられるよう住宅部局との緊密な連携を図り、高齢者の住宅の安定的供給と入居支援に努めています。

○入居支援の充実

◆実施内容

住宅部局と緊密に連携し、町営・県営住宅等の公共住宅や民間賃貸住宅への入居支援についての情報提供や相談体制を整備し、高齢者のニーズに合った住まいへの入居支援の取り組みを行います。

○バリアフリー化の促進

◆実施内容

住み慣れた住宅での在宅生活を継続するため、住宅改修やバリアフリー化が必要となった高齢者に対する相談体制の確保や、要介護認定者への支援を行います。

○高齢者向け住宅整備方針の検討

◆実施内容

介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住宅については、利用状況等を踏まえた上で、担当部局と連携し整備方針を検討します。

（８）人材の質的・量的確保

高齢者及び要介護認定者の増加に伴うサービス需要の増加を支える介護人材の確保・育成は今後の大きな課題となります。増加するニーズに対応するため、介護人材の確保・育成・定着に向けて、介護事業所や県等の関係団体等との連携を図りながら各サービスを支える介護人材の流出の防止や質的・量的確保の支援に努めます。

また、町内介護事業者に向け、介護職員の資質向上が図られるよう、各種研修の案内をすると同時に受講を促します。

さらに、介護事業所への支援として、国や県補助事業を活用した介護ロボット等の導入支援により、介護事業所、介護人材等の負担軽減を図るとともに、事業者への適切な指導・監督等を通じて、介護サービスの質のさらなる向上を促進します。

(9) 在宅医療・介護連携の推進

要介護状態であってもできる限り自宅での生活が続けられるように、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護ができる体制を構築するため、平成29年4月から足柄上地区1市5町共同で、県立足柄上病院内に「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、その運営を足柄上医師会に委託しています。

地域包括支援センターおよび「足柄上地区在宅医療・介護連携支援センター」と連携し、地域における適切な医療と介護サービスの提供体制の確保を図るための取り組みを進めます。

○在宅医療・介護連携支援センターの運営

◆実施内容	
主な事業	事業の内容
地域の医療・介護サービス資源の把握	地域の医療機関、介護事業所等を把握し、リスト・マップを作成し、医療・介護関係者や住民に広く公開しています。
在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討	足柄上地区1市5町の地域ケア会議、ケアマネジャー連絡会等へ参加し、地域課題を把握します。また、足柄上地域在宅医療等連携推進協議会とともに様々な課題についての対応策を検討します。
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取り組みについて検討します。
医療・介護関係者の情報共有の支援	地域の医療・介護関係者の情報共有に向けて必要となる具体的な取り組みについて検討します。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域包括支援センター、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所等と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談を受けます。
医療・介護関係者の研修	多職種でのグループワーク等の研修や事例検討等を実施し、顔の見える関係づくりを目指し、相互理解と資質の向上、人材育成を行います。
地域住民への啓発	地域住民向けの講演会の開催やパンフレットの作成・配布によって在宅医療・介護連携の理解・促進を図ります。
足柄上地区1市5町の連携	足柄上地区1市5町介護保険担当部局の会議の場において、情報交換、広域的な検討課題を協議していきます。

(10) その他事業

①成年後見制度利用支援事業

◆実施内容

身寄りのない単身高齢者などが増加しており、成年後見制度の利用にかかる申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成、成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動を行っています。

②福祉用具・住宅改修支援事業

◆実施内容

福祉用具や住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修理由書作成者への助成を行っています。

③会食サービス事業

◆実施内容

閉じこもりがちな高齢者に対して会食の場を提供することにより、交流の場の提供や高齢者の外出の促進、認知症、うつ病の予防を実施しています。

④食の自立支援

◆実施内容

栄養バランスのとれたお弁当の配食による高齢者の栄養状態の改善を図るとともに、配達時に安否確認を実施しています。

⑤介護相談員支援事業

◆実施内容

介護相談員が入所施設を訪問し、入所者との面接から、入所者が施設に対して言い出しづらい意見を聴き、施設側に伝えることでサービス向上の一助とします。

介護相談員を2名程度確保し、毎月1回定例日の施設訪問を実施します。

	実績値			推計値		
	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度利用支援事業 (利用件数/町長申立て)	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業 (利用件数/助成)	3	3	3	3	3	3
福祉用具・住宅改修支援事業 (利用件数)	10	10	10	15	15	15
会食サービス事業 (開催数)	22	22	22	22	22	22
会食サービス事業 (延べ参加者数)	290	266	280	285	290	295
食の自立支援事業 (利用者数)	32	36	40	43	45	48
介護相談員支援事業 (相談員配置数)	1	1	1	2	2	2
介護相談員支援事業 (訪問回数)	0	0	0	6	12	12

第5章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

利用者の立場に立ったサービスを提供する体制の確保のため、また地域包括ケアシステムの深化、介護予防の視点から、保健・医療・福祉・住宅の所管課等との連携を進め、各分野にわたる情報提供、事業展開についての意見交換等により包括的な支援を行います。

山北町の現状に即した計画の推進体制の維持に努めるとともに、当事者・利用者の意見や要望を適宜反映させられるような体制づくりを進めます。

2. 計画の進行管理と点検

計画の進行管理と点検にあたっては、本計画において設定された目標指標の達成状況等による進捗評価を毎年度、「山北町介護保険運営協議会」などで行うとともに、「地域包括ケア「見える化」システム」（国が提供する介護保険事業計画等の策定・実行・検証を総合的に支援するためのシステム）を活用し、施策の改善・見直しや目標の再設定等について検討し、取り組みの改善につなげるPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

3. 事業の評価

（1）点検評価のための協議会の設置

「山北町介護保険運営協議会」において、高齢者への自立支援及び重度化防止の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの提供状況等、年度ごとに計画の進行管理・進捗状況の点検および評価を行います。

点検評価の主な内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①高齢者福祉サービスの量的質的評価②介護保険サービスの量的質的評価③利用者のサービスに対する満足度④保健福祉の基盤整備の状況⑤その他の計画推進に必要な事項 |
|---|

第6章 介護保険事業費

1. 介護給付費

平成27年度、平成28年度の給付実績及び平成29年度の給付実績見込みを踏まえ、平成30年度から平成32年度、平成37年度の各サービスにおける給付費を以下のように算出しました。

単位：千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス				
訪問介護	44,544	46,861	51,392	51,828
訪問入浴介護	15,169	15,851	15,638	18,781
訪問看護	29,840	30,289	30,712	32,363
訪問リハビリテーション	8,808	8,812	9,996	11,385
居宅療養管理指導	6,326	6,785	7,254	7,494
通所介護	126,467	132,854	137,823	143,473
通所リハビリテーション	27,713	30,475	33,191	34,699
短期入所生活介護	53,650	56,565	58,121	61,082
短期入所療養介護	2,369	2,370	2,967	2,967
特定施設入居者生活介護	55,984	58,103	58,103	62,084
福祉用具貸与	36,773	38,326	40,037	39,561
福祉用具販売	1,939	1,939	1,939	1,939
住宅改修費	3,999	3,999	3,999	3,999
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	46,704	46,725	48,809	50,397
認知症対応型共同生活介護	129,072	129,130	129,130	129,130
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	37,784	39,540	40,081	42,222
居宅介護支援	45,677	46,651	47,498	46,870
施設サービス				
介護老人福祉施設	238,879	238,986	241,432	247,088
介護老人保健施設	133,537	133,597	133,597	145,783
介護医療院	0	16,068	33,217	33,217
介護療養型医療施設	32,202	17,149	0	
介護給付費計	1,078,436	1,101,075	1,124,936	1,166,362
第7期計画期間中の介護給付費計			3,304,447	

2. 介護予防給付費

単位：千円

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,027	2,363	2,363	2,363
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	191	191	191	191
介護予防通所リハビリテーション	450	450	450	450
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	569	570	570	570
介護予防福祉用具貸与	4,470	4,623	4,928	4,928
介護予防福祉用具販売	0	0	0	0
介護予防住宅改修	2,307	2,307	2,307	2,307
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,160	6,163	6,163	7,190
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	3,186	3,293	3,453	3,665
介護予防給付費計	19,360	19,960	20,425	21,664
第7期計画期間中の介護予防給付費計			59,745	
総給付費(介護給付費＋介護予防給付費)	1,097,796	1,121,035	1,145,361	1,188,026
第7期計画期間中の総給付費 (介護給付費＋介護予防給付費)			3,364.192	

※単位が千円のため、合計が合わないことがあります。

3. 標準給付費

単位：円

	30年度	31年度	32年度	合計
標準給付費見込額	1,160,221,543	1,198,546,842	1,238,823,291	3,597,591,676
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	1,097,124,543	1,133,434,842	1,171,759,141	3,402,318,526
総給付費	1,097,796,000	1,121,035,000	1,145,361,000	3,364,192,000
一定以上所得者の利用者負担の 見直しに伴う財政影響額	671,457	1,050,158	1,091,859	2,813,474
消費税率等の見直しを勘案した 影響額	0	13,450,000	27,490,000	40,940,000
特定入居者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	35,400,000	36,462,000	37,556,000	109,418,000
特定入居者介護サービス費等給付額	35,400,000	36,462,000	37,566,000	109,418,000
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	23,500,000	24,205,000	24,931,000	72,636,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,500,000	3,605,000	3,713,150	10,818,150
審査支払手数料	697,000	840,000	864,000	2,401,000

4. 地域支援事業費

単位：円

	30年度	31年度	32年度	合計
地域支援事業費	58,809,000	60,573,000	62,390,000	181,772,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	28,300,000	29,149,000	30,023,000	87,472,000
包括的支援事業費・任意事業費	30,509,000	31,424,000	32,367,000	94,300,000

5. 第1号被保険者数

山北町の第1号被保険者数は3年間で延べ12,316人と推計されますが、所得段階別にみた補正を行うことから、13,623人と設定します。標準給付費と地域支援事業費を合わせた額に対して、23%を65歳以上の第1号被保険者が負担することになります。

単位：人

	30 年度	31 年度	32 年度	合計
第1号被保険者数	4,071	4,110	4,135	12,316
65～74 歳	2,035	2,046	2,033	6,114
75 歳以上	2,036	2,064	2,102	6,202
所得段階別加入割合				
第1段階	11.8 %	11.8 %	11.8 %	11.8 %
第2段階	4.8 %	4.8 %	4.8 %	4.8 %
第3段階	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %
第4段階	16.2 %	16.2 %	16.2 %	16.2 %
第5段階	16.2 %	16.2 %	16.2 %	16.2 %
第6段階	16.1 %	16.1 %	16.1 %	16.1 %
第7段階	15.4 %	15.4 %	15.4 %	15.4 %
第8段階	8.1 %	8.1 %	8.1 %	8.1 %
第9段階	6.8 %	6.8 %	6.8 %	6.8 %
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
所得段階別加入者数				
第1段階	479	483	486	1,448
第2段階	194	196	197	587
第3段階	191	193	194	578
第4段階	660	666	670	1,996
第5段階	658	666	670	1,994
第6段階	654	660	664	1,978
第7段階	627	633	637	1,897
第8段階	329	332	334	995
第9段階	279	281	283	843
合計	4,071	4,110	4,135	12,316
所得段階別加入割合補正後被保険者数	4,348	4,389	4,416	13,153

単位：人

	30 年度	31 年度	32 年度	合計
保険料設定を弾力化した場合の所得段階別加入割合				
第 1 段階	11.8 %	11.8 %	11.8 %	11.8 %
第 2 段階	4.8 %	4.8 %	4.8 %	4.8 %
第 3 段階	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %
第 4 段階	16.2 %	16.2 %	16.2 %	16.2 %
第 5 段階	16.2 %	16.2 %	16.2 %	16.2 %
第 6 段階	16.1 %	16.1 %	16.1 %	16.1 %
第 7 段階	15.4 %	15.4 %	15.4 %	15.4 %
第 8 段階	8.1 %	8.1 %	8.1 %	8.1 %
第 9 段階	3.1 %	3.1 %	3.1 %	3.1 %
第 10 段階	2.5 %	2.5 %	2.5 %	2.5 %
第 11 段階	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %
第 12 段階	0.7 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
保険料設定を弾力化した場合の所得段階別加入者数				
第 1 段階	479	483	486	1,448
第 2 段階	194	196	197	587
第 3 段階	191	193	194	578
第 4 段階	660	666	670	1,996
第 5 段階	658	666	670	1,994
第 6 段階	654	660	664	1,978
第 7 段階	627	633	637	1,897
第 8 段階	329	332	334	995
第 9 段階	125	126	127	378
第 10 段階	102	103	104	309
第 11 段階	22	22	22	66
第 12 段階	30	30	30	90
合計	4,071	4,110	4,135	12,316
弾力化をした場合の所得段階別加入 割合補正後被保険者数	4,504	4,546	4,574	13,623

6. 第1号被保険者の保険料

これまでの試算により、山北町の第7期介護保険料の基準月額は5,623円となりますが、これまで積み立ててきた準備基金が約2,000万円あるため、この内、1,500万円を取り崩し保険料の引き下げに充当します。

これにより、第1号被保険者の第7期介護保険料基準月額は、5,530円として設定します。

単位：円

	30 年度	31 年度	32 年度	合計
標準給付費見込額	1,160,221,543	1,198,546,842	1,238,823,291	3,597,591,676
地域支援事業費	58,809,000	60,573,000	62,390,000	181,772,000
第1号被保険者負担分相当額	280,377,025	289,597,564	299,279,057	869,253,645
調整交付金相当額	59,426,077	61,384,792	63,442,315	184,253,184
調整交付金見込交付割合	3.96 %	3.81 %	3.91 %	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9788	0.9855	0.9815	
所得段階別加入割合補正係数	1.0679	1.0672	1.0672	
調整交付金見込額	47,065,000	46,775,000	49,612,000	143,452,000

財政安定化基金拠出金見込額				0
財政安定化基金拠出率	0.000 %			
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額				0
市町村相互財政安定化事業交付額				0
準備基金の残高（平成29年度末の見込額）				20,000,000
準備基金取崩額				15,000,000
保険料収納必要額				895,054,829

予定保険料収納率		99.00 %
----------	--	---------

（参考）保険料の基準額	
年額	68,736 円
月額	5,728 円
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額	
年額	66,360 円
月額	5,530 円

7. 所得段階別第1号被保険者の第7期介護保険料

第1号被保険者の保険料は、所得段階によって異なります。

介護保険料所得段階区分は介護保険法施行令に規定されており、保険者の判断により所得段階を細分化して負担軽減を行うことが出来るため、より公平性を確保するために12段階区分とします。

また、介護保険法では、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けており、第1段階の基準額割合0.50を0.45とし、その差額については、国で2分の1、県と町で4分の1ずつを負担します。

保険料 段階	保険料 (月額)	基準額 割合	対象者
第1段階	2,765 円 (2,489 円)	0.50 (0.45)	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人
第2段階	4,148 円	0.75	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以上 120 万円以下の人
第3段階	4,148 円	0.75	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円以上の人
第4段階	4,977 円	0.90	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人
第5段階 (基準額)	5,530 円	1.00	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以上の人
第6段階	6,913 円	1.25	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人
第7段階	7,466 円	1.35	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人
第8段階	8,572 円	1.55	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人
第9段階	9,954 円	1.80	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人
第10段階	11,060 円	2.00	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の人
第11段階	12,166 円	2.20	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の人
第12段階	13,272 円	2.40	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人

※第1段階の()は、負担軽減後の保険料月額と基準額割合です。

資料編

1. 山北町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

○山北町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成10年10月14日

制定

改正 平成11年10月1日

平成14年12月17日告示第39号

平成19年4月1日告示第25号

平成19年7月1日告示第50号

平成25年9月30日告示第99号

平成26年4月1日告示第22号

(目的)

第1条 この要綱は、山北町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置運営に関し、必要事項を定める。

(設置)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、町の策定する山北町介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）及び山北町高齢者福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）の改訂のために必要な審議等を行うため、委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 高齢者等の状況に関すること。
- (2) 介護給付等対象サービスの量の見込みに関すること。
- (3) 介護給付等対象サービスの供給に関すること。
- (4) 介護保険事業に係わる保険給付の円滑な実施、サービスの円滑な提供に関すること。
- (5) 前記項目に準じ高齢者福祉計画の改訂に必要な事項に関すること。
- (6) その他介護保険事業計画策定及び高齢者福祉計画の改訂に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、18名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) (社)足柄上医師会代表
- (2) 被保険者代表
- (3) 町民代表
- (4) 町老人クラブ連合会代表
- (5) 町ボランティア協議会代表
- (6) 町民生委員児童委員協議会代表
- (7) 町内介護保険事業所代表

(8) 神奈川県小田原保健福祉事務所代表

(9) (福)町社会福祉協議会代表

(10) 副町長

3 前2項のほか、必要に応じて助言者を置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、策定する年度末の3月31日とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任とする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会議を総理し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報酬及び旅費支給等)

第7条 委員の報酬及び旅費支給等に関しては、山北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年3月19日山北町条例第6号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保険健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

2. 山北町介護保険事業計画策定委員会委員名簿

委嘱区分	役職・氏名 等	備考
(社)足柄上医師会代表	町立山北診療所 所長 三瓶 正史	
町民・被保険者代表	三尋木 昭治	
	内田 ミサヲ	
	小川 美代子	
老人クラブ連合会代表	会長 矢吹 浩	
ボランティア協議会代表	会長 岡部 小百合	副委員長
民生委員児童委員協議会代表	会長 瀬戸 一男	委員長
町内介護保険事業所代表	(福)静友会 バーデンライフ中川 施設長 湯川 嘉一	
	小規模多機能型居宅介護すずらん 管理者 小宮山 美智子	
	エニー居宅介護支援事業所 介護支援専門員 中島 実千代	
小田原保健福祉事務所代表	小田原保健福祉事務所足柄上センター 保健福祉課長 高橋 みどり	
(福)社会福祉協議会代表	山北町社会福祉協議会 事務局長 相原 道博	
山北町	副町長 山崎 佐俊	

任期:平成29年7月4日から平成30年3月31日

(敬称略)

3. 山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の経過

年月日	策定委員会等
平成29年2月1日 ～ 平成29年2月17日	山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施
平成29年7月4日	山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第1回策定委員会 ○高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について ○第7期計画のポイント ○介護保険施設の増床について ○計画策定のスケジュールについて
平成29年10月31日	山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第2回策定委員会 ○第6期計画の評価について ○国の基本方針(案)について ○計画骨子(案)について
平成29年12月20日	山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第3回策定委員会 ○計画素案について ○介護保険料(案)について ○パブリックコメントについて
平成29年12月25日 ～ 平成30年1月15日	第7期山北町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関するパブリックコメントの実施
平成30年2月9日	山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第4回策定委員会 ○パブリックコメントの結果について ○山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について

山北町

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行日 平成 30 年3月

発 行 山北町保険健康課

住 所 〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

電 話 0465-75-3642

F A X 0465-79-2171

ホームページ <http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>